

目 次

第1号（3月4日）

| | |
|--|----|
| 告 示 | 1 |
| 応招議員 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 事務局職員出席者 | 4 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開 会 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 諸般の報告 | 6 |
| 議案第2号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第6号） | 7 |
| 議案第3号 令和3年度津奈木町国民保険事業特別会計補正予算（第3号） | 16 |
| 議案第4号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） | 17 |
| 議案第5号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） | 18 |
| 議案第6号 令和3年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号） | 18 |
| 議案第7号 記号式投票に関する条例の一部改正について | 19 |
| 議案第8号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について | 19 |
| 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 19 |
| 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について | 19 |
| 議案第11号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | 19 |
| 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について | 19 |
| 議案第13号 津奈木町公園条例の一部改正について | 19 |
| 議案第14号 津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について | 19 |
| 議案第15号 津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改正について | 20 |
| 議案第16号 令和4年度津奈木町一般会計予算 | 20 |

| | | |
|--------|---------------------------------------|----|
| 議案第17号 | 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算 | 20 |
| 議案第18号 | 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算 | 20 |
| 議案第19号 | 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算 | 20 |
| 議案第20号 | 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算 | 20 |
| 議案第21号 | 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算 | 20 |
| 議案第22号 | 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算 | 20 |
| 議案第23号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について | 25 |
| 議案第24号 | 工事請負変更契約の締結について | 26 |
| 議案第25号 | 工事請負変更契約の締結について | 26 |
| 散 会 | | 27 |

第2号（3月15日）

| | | |
|----------------|--|----|
| 議事日程 | | 29 |
| 本日の会議に付した事件 | | 29 |
| 出席議員 | | 29 |
| 欠席議員 | | 29 |
| 事務局職員出席者 | | 29 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | 29 |
| 開 議 | | 34 |
| 一般質問 | | 34 |
| 3番 宮嶋 弘行君 | | 34 |
| 2番 新立 啓介君 | | 42 |
| 4番 本山 真吾君 | | 50 |
| 6番 澤井 静代君 | | 64 |
| 散 会 | | 73 |

第3号（3月18日）

| | | |
|-------------|--|----|
| 議事日程 | | 75 |
| 本日の会議に付した事件 | | 76 |
| 出席議員 | | 77 |
| 事務局職員出席者 | | 77 |

| | |
|--|-----|
| 説明のため出席した者の職氏名 | 77 |
| 開 議 | 77 |
| 議案第7号 記号式投票に関する条例の一部改正について | 77 |
| 議案第8号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について | 77 |
| 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 77 |
| 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服務 等に関する条例の一部改正について | 78 |
| 議案第11号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期付 職員の採用等に関する条例の一部改正について | 78 |
| 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について | 78 |
| 議案第13号 津奈木町公園条例の一部改正について | 78 |
| 議案第14号 津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について | 78 |
| 議案第15号 津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改正 について | 78 |
| 議案第16号 令和4年度津奈木町一般会計予算 | 78 |
| 議案第17号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算 | 78 |
| 議案第18号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算 | 78 |
| 議案第19号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算 | 78 |
| 議案第20号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算 | 78 |
| 議案第21号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算 | 78 |
| 議案第22号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算 | 78 |
| 発議第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書 | 93 |
| 発議第2号 議会改革特別委員会委員長報告 | 95 |
| 発議第3号 津奈木町議会基本条例の制定について | 97 |
| 発議第4号 ロシアのウクライナ侵攻に対する決議 | 97 |
| 議員派遣の件 | 99 |
| 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 | 99 |
| 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件 | 99 |
| 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件 | 99 |
| 議案第26号 財産の処分について | 100 |
| 議案第27号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第7号） | 100 |
| 閉 会 | 101 |

| | | | |
|---|---|-------|-------|
| 終 | 了 | | 1 0 3 |
| 署 | 名 | | 1 0 4 |

津奈木町告示第9号

令和4年第1回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月4日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 令和4年3月4日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 大川 貴哉君 | 新立 啓介君 |
| 宮嶋 弘行君 | 本山 真吾君 |
| 上村 勝法君 | 澤井 静代君 |
| 久村 昌司君 | 柳迫 好則君 |
| 村上 義廣君 | 川野 雄一君 |

○3月15日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第1回(定例)津奈木町議会会議録(第1日)

令和4年3月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定の件
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第5 議案第3号 令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第4号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第5号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第6号 令和3年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第7号 記号式投票に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 津奈木町公園条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 令和4年度津奈木町一般会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

- 日程第24 議案第22号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
日程第25 議案第23号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について
日程第26 議案第24号 工事請負変更契約の締結について
日程第27 議案第25号 工事請負変更契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定の件
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第2号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）
日程第5 議案第3号 令和3年度津奈木町国民保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第6 議案第4号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第5号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第6号 令和3年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第7号 記号式投票に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第8号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服
務等に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第11号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期
付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15 議案第13号 津奈木町公園条例の一部改正について
日程第16 議案第14号 津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について
日程第17 議案第15号 津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改
正について
日程第18 議案第16号 令和4年度津奈木町一般会計予算
日程第19 議案第17号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
日程第20 議案第18号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第21 議案第19号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
日程第22 議案第20号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

- 日程第23 議案第21号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
日程第24 議案第22号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
日程第25 議案第23号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について
日程第26 議案第24号 工事請負変更契約の締結について
日程第27 議案第25号 工事請負変更契約の締結について

出席議員（9名）

| | |
|------------|-----------|
| 2番 新立 啓介君 | 3番 宮嶋 弘行君 |
| 4番 本山 真吾君 | 5番 上村 勝法君 |
| 6番 澤井 静代君 | 7番 久村 昌司君 |
| 8番 柳迫 好則君 | 9番 村上 義廣君 |
| 10番 川野 雄一君 | |

欠席議員（1名）

1番 大川 貴哉君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|------|--------|
| 町長 | 山田 豊隆君 | 副町長 | 林田 三洋君 |
| 教育長 | 塩山 一之君 | 総務課長 | 吉澤 信久君 |
| 政策企画課長 | 荒川 隆広君 | 建設課長 | 下川 秀美君 |
| 農林水産課長 | 坂本 輝一君 | 住民課長 | 久村 庄次君 |
| ほけん福祉課長 | 葦浦 祐一君 | 教育課長 | 岡松 辰哉君 |
| 会計課長 | 財部 大介君 | | |

午前10時00分開会

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和4年第1回津奈木町議

会定例会を開会致します。

ここで、1番、大川貴哉議員から病氣療養のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、令和4年度当初予算をはじめ、令和3年度補正予算のほか、条例の一部改正など多くの議案が上程されており、これらを審議する重要な会議であります。諸議案は多種多様にわたっていることから、会期も長期間予定されております。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株による第6波の影響から全国で感染が拡大し、熊本県でもまん延防止等の重点措置が発出され、事業者や飲食店等において様々な制限がなされている状況にあります。町内でも速報値において日々、感染の報告がなされており、町民は不安な日々を過ごしています。3回目のワクチン接種等によって一刻も早い収束を願うばかりであります。

これらの感染症対策や本町の振興に関する新年度における施政方針等については、後ほど町長から詳しく説明があると思いますが、議会と致しましては、さらなる検討を加え、町民の切望する諸施策を町政運営に反映すべく十分な審議を重ねてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、長期間の会期となりますので、体調管理に御配慮を頂き、適切妥当な議決になりますようお願い申し上げます、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第1回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましてはお元気にて本定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、大川議員におかれましては、病氣療養中で本日は欠席ということで大変心配をしております。議員の早期の回復をお祈りしたいというふうに思います。

さて、まさか今世紀に新たな戦争が起こるとは誰が想像したでしょう。ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、全世界を巻き込み、日本の国益にも大きく関わる事態となっております。プーチン大統領は核戦力までちらつかせ、欧米諸国を牽制しています。このことは、唯一の戦争被爆国として到底容認できるものではなく、岸田総理もロシアとの関係をこれまでどおりにしていくことはもはやできないと強い決意を述べています。今こそ日本は、国際秩序の維持に汗を流し、日米同盟をより強固なものにするとともに、防衛力の強化を行い東アジア情勢が不安定化するのを防ぐ必要があります。政府には早急に戦力の見直しを進めてもらわなければなりません。この不

当な侵略戦争により何も知らない小さな子供たちをはじめ、尊い命を奪われたウクライナの方々に謹んで哀悼の意を表したいと思います。

さて、ようやく寒い季節も終わりを告げたようで、梅の花が咲き、桜のつぼみも大分膨らんでまいりました。月末には満開の桜が町を彩ってくれることと思います。後の施政方針でも詳しく申し述べますが、本定例会に上程致しました案件は、令和4年度当初予算をはじめ、条例改正等、非常に重要な案件でございます。長い期間になると思いますが、十分なる御審議をお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（川野 雄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、久村昌司君、8番、柳迫好則君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（川野 雄一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から3月18日までの15日間との答申を頂いております。よって、本日から3月18日までの15日間と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（川野 雄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1 2月15日から17日までの3日間、第4回定例会を開催。

1 2月17日、水俣芦北広域行政事務組合議会定例会が水俣芦北広域行政事務組合講堂で開催され、議長、副議長出席。

2月3日、議会全員協議会を開催。

2月9日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が熊本県市町村自治会館で開催され、議長出席。

2月25日、議会運営委員会を開催。また、代表監査委員より2月に実施されました例月出納検査の結果報告がっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第2号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（川野 雄一君） 日程第4、議案第2号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第2号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）について、歳出の主なものから御説明申し上げます。

まず、17ページの議会費では、議員研修の中止により旅費を減額致しております。

総務費の一般管理費では、会議等のリモート化により旅費を減額致しております。

18ページの財産管理費では、後年度の町有施設整備に係る負担に備えるため、町有施設整備基金積立金を計上致しております。

地域振興費では、ふるさと納税寄附金の見込みに合わせ、返礼品に係る報償費及び推進業務に係る各種費用を増額し、美化事業推進費では、環境美化作業報償金を実績に合わせ減額致しております。

19ページの賦課徴収費では、固定資産・地籍管理システム導入事業に係る費用を実績に合わせ減額し、選挙執行費では、町長選挙等の費用を実績に合わせ減額致しております。

20ページの民生費の老人福祉費では、老人福祉施設入所事業扶助費を見込みに合わせ減額し、障害者福祉費では、障害児通所給付費等を見込みに合わせ減額致しております。

21ページの児童措置費では、広域入所の増加により私立保育所等運営委託費を増額し、児童の減少により児童手当を減額致しております。

災害救助費では、前年度の災害救助費負担金の確定に伴い返還金を計上致しております。

衛生費の保健衛生総務費では、妊婦健康診査委託料及び療育医療扶助費を見込みに合わせ減額し、予防費では、新型コロナウイルスワクチンに係る集団接種を行わなかったため、嘱託医報酬を減額し、ワクチン配送業務委託料を見込みに合わせ減額致しております。

22ページの環境衛生費では、合併浄化槽設置補助金を見込みに合わせ減額致しております。

農林水産業費の農業委員会費では、農地利用最適化交付金の活動・成果実績分が増額となったことに伴い、報酬を増額致しております。

農業振興費では、中山間農業モデル地区支援事業補助金を県の交付決定額に合わせ減額し、農地費では、ため池の劣化状況評価を県営事業で全額国庫補助対象となったため、農村地域防災減

災事業負担金を減額致しております。

23ページの林業振興費では、素材生産の工程等の遅れにより森林環境保全直接支援事業委託金を減額致しております。

商工費では、新型コロナウイルス対策特別資金利子補給補助金及びつなぎ応援商品券事業交付金を実績に合わせ減額し、観光費では、旧赤崎小学校低学年棟のアスベスト調査において基準値以上のアスベストが検出されたことによりデッキ化工事を中止したため事業費を減額致しております。

24ページの土木費の土木総務費では、戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金、宅地復旧補助金、私道復旧補助金を実績に合わせ減額致しております。

消防費の災害対策費では、災害待機等の時間外手当を実績に合わせ減額致しております。

教育費の事務局費では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新たなALTの来日が遅れたため報酬を減額し、25ページ、保健体育総務費では、町民体育祭等の各種行事の中止により報償費を減額致しております。

26ページの学校給食費では、給食センター空調設備設置工事を実績に合わせ減額致しております。

災害復旧費の農業災害復旧費では、農業用施設等補助災害復旧工事を見込みに合わせ減額し、治山施設災害復旧費では、治山工事測量設計業務委託料を実績に合わせ減額致しております。

観光施設災害復旧費では、美術館モノレール災害復旧工事を実績に合わせ減額致しております。

河川災害復旧費では、河川補助災害復旧工事を見込みに合わせ減額致しております。

戻りまして、12ページの歳入について御説明申し上げます。

普通交付税では、地方交付税法等の一部改正により追加交付分を増額致しております。

使用料及び手数料では、町営住宅使用料を見込みに合わせ増額致しております。

国庫支出金及び、13ページから15ページの県支出金では、交付決定額及び見込みに合わせ、各種負担金・補助金を増減するなどの調整を致しております。

15ページの財産収入の不動産売払収入では、平国下地区の町有地売却等に伴い土地売却収入を増額致しております。

寄附金では、ふるさと納税寄附金を見込みに合わせ増額致しております。

繰入金では、財政調整基金及び美術振興基金繰入金を財源調整のため減額し、新型コロナウイルス対策利子補給基金繰入金は、見込みに合わせ減額致しております。

16ページの諸収入の雑入では、水俣芦北地域振興財団の福祉対策特別助成金及び地域振興事業補助金を見込みに合わせ減額し、熱帯果樹振興協議会の令和2年度負担金の未執行事業費分に

係る負担金返還金を計上致しております。

また、コミュニティ助成事業助成金につきましては、一般分を減額し、助成決定額に合わせ地域の芸術環境づくり分を計上致しております。

町債では、臨時財政対策債及び給食センター給食設備整備事業債を実績に合わせ減額し、旧赤崎小学校観光拠点整備事業債については事業中止に伴い減額致しております。

6ページの第2表の繰越明許費では、災害復旧事業をはじめ、水産物供給基盤機能保全事業など26事業につきまして、年度内完了ができませんので令和4年度へ繰越しするものでございます。

8ページの第3表の債務負担行為は、議会会議録作成委託について年度内契約を行い、議会会議録を速やかに作成するためのものがございます。

9ページの第4表地方債補正は、各種事業の実績や事業中止による変更でございます。

歳入歳出補正総額は7,110万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,830万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

歳入は12ページから16ページ、歳出は17ページから21ページです。

歳出から質疑を行います。17ページ。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 次に、18、19ページ、質疑ございませんか。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 4番、本山です。18ページの積立金の中で町有施設整備基金積立金が6,500万円上がっておりますが、その内容を教えてください。内容といいますか、意味合いです。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答え致します。

先ほども町長説明の中にありましたとおり、今後の町有施設の整備に充てるものでございます。以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 具体的な計画はあるんですか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） 現在、町有施設の整備計画、年度計画、これを立てております。それに基づいて年度ごとにどういった事業に使うかということ計画を立てております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 5番、上村です。美化事業推進費の中の環境美化作業報償金の減額理由をお聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答え致します。

今現在、総務課で環境美化作業の作業員さん3名雇っておりますけども、雨天でありますとか、例えば御病気だったり、仕事をされない日がございます、その面で当初予算から減額、実績に伴う減額ということがございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。18、19ページ。

それでは20ページ、21ページ、質疑はございませんか。20、21ページ。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 20ページの児童福祉総務費、報償金ですね、出生祝い金100万円の減額ということで、当初予算300万、30人分見られていて、10人分減額ということで、令和3年度は20人の子供さんが生まれたということで認識をしております。この2年間ですね、コロナ禍でなかなか外出の機会もない、また、そういう部分もあって結婚する人が減ってきているのかなということも感じております。今後、山田町長になりましてから、子育て政策、大分充実をしましてまいりました。今後は独身の方がですね、結婚できるような婚活事業あたりも推進していただいて、たくさん子供が生まれますようお願いをしたいと、これはお願いでございます。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。20、21ページです。

それでは22、23ページ、質疑ございませんか。5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 23ページの観光費で委託料と工事請負費の400万と1,518万9,000円減額でアスベストが出たため中止とお聞きしましたが、中止ということは今後どのようにされるのか、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

中止につきましては、アスベストの調査結果に基づくものでありまして、下地剤や塗装にアスベストが多く含まれるということで、この結果を受けまして撤去に必要な費用、それからデッキ化の工事費用、これを試算しましたところ7,300万ほどになるということで、当初計画しておりましたアスベストが含まれなかった事業費からしますとおよそ2倍の額が必要になるということで中止を決定したところであります。

今後の対応ですけれども、今、赤崎の小学校のところ、プールのところを改装しまして「入魂の宿」という作品ができつつありまして、春から公開ということですが、作品の公開も近くありますし、そこでアスベストの撤去工事等を行うとなりますと、なかなか町のイメージも損なうということもあります。また、撤去費用もこれだけかかるということで、当面はこのまま現状を維持するというで考えております。

また、アスベストに対しましては、令和2年6月から制度が改正されて、今後新たな補助制度が出てくる可能性もありますし、また施工によりましては新たな工事の方法も、封じ込めの方法も出てくるかもしれません。今現状で早々に着手してしまいますとそういう支援も受けられないということですので、当面は安全対策、今フェンスをしておりますけれども、安全対策を講じて当面はこのまま現状を維持したいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 中止ということで見送りみたいな感じにこちらで捉えましたが、低学年棟に対しまして、かなり傷みがひどくございますし、年々劣化しておるのが懸念されますので、そして、ましてやアスベストが出たことによりまして工事費もかなりかさばるようございますが、行く行くはそういった少し緩和されるような解体のやり方になる可能性があると思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませぬか。3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） ちょっと戻りますけど、22ページの4番、園芸振興費、この中の攻めの園芸生産対策事業補助金というのがありますけど、どういふ攻めの園芸をされているのかをちょっと、事業内容を知らりたいというんですか、よろしくお願ひします。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 園芸振興費の攻めの園芸生産対策事業補助金ですね。これにつきましては、単県事業になります。これは補助要件が、3戸以上の受益者があつた場合に補助事業を導入できるということで、ハウスの循環扇を、計画をされておりましたけれども、1名の方が、災害等の絡みでできなくなつたということで今回は取下げになっております。

事業内容としては、果樹関係とかの施設整備等に使つているような形になっています。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、内容的には随分こう、今までどおりですね、内容としてちょっと感じるんですが、この攻めという言葉がちょっと私にはちょっと分からないところがあつたんですよ。何を攻めているのかという。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） この攻めの園芸生産対策事業という事業名称につきましては、単県事業ですので、県のほうで決められておりまして、市町村のほうではこの事業名称についての主眼というのは持っておりません。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 先ほど上村議員の赤崎小学校の件で少し質問いただいたんですけど、私も関連して質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、アスベストが出たということで低学年棟の工事が中止、見送りということになったと聞きましたけど、そうなった場合、今までさんざんいろいろ赤崎小学校を今後どうするのかという話もされてきて、まだ結論は出されていないと思いますけど、低学年棟が出たということは、高学年棟、今建っている部分もまずあると思われるのが普通だと思います。そうなった場合、低学年棟の場合、解体した場合、幾らでなって、今度もし、仮にです、本校舎のほうも解体とすることになった場合の試算というかそういう勘定は、その辺の計算とかはされたのか、伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） まだ本校舎の解体の試算はしておりません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 7番、久村です。今後もしそうなった場合にですね、まず今のうちに分かっているんだったら計算をある程度の見込額というのを計算しておいたほうがいいんじゃないかと思うところがございます。

それと、先ほど補助制度とか出た場合でなった場合でもそういう金額はこのぐらいになるよという定住の話合いの場にも持っていけるとと思いますので、その辺を試算しておいたほうがいいんじゃないかと思います。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

赤崎小学校を今後壊すのかどうかについては、地区との話合いであるとか、今後の校舎をどうしていくのかという検討は、まだ言うならされていない状況ですので、そこは見届けていきたいというのと。

それから、壊す工事費ですかね。こちらについては、幾らぐらいかかるかというのを産廃業者あたりに見積りを頂いて、今から幾らぐらいかかるのかというのを検討していきたいというふうを考えております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 私も赤崎小学校のデッキ化事業に関しまして、御質問させていただきたいんですけど。さっき政策企画課長から、今回はアスベストの件で、取り下げてという話がありましたけど、そもそもこのデッキ化工事はですよ。その一定の期間、今、言われた条件がそろって助成金みたいなものを、補助金を利用してからきちんと処理ができるということであれば、もう一回、また議案に上げて実施するような方向に行くのかを聞きたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

政策企画課で、これは予算を観光費として計上しております理由としましては、低学年棟が、入魂の宿の作品を制作するに当たって、海が見えるスペースを前面に確保したいということで、作家さんの依頼も受けまして、計画を政策企画課で上げたわけなんです。今は設計上、入魂の宿から海の見通しが取れるということで、設計で調整ができております。ですので、早々に低学年棟を壊すという計画は、今のところ持っておりません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 壊すのは考えていないけど、デッキ化事業自体は、その後チャレンジはされるんですか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） そちらにつきましても、建設するかしないか、相当金額もかかりますし、それに対して、アスベストの撤去に対しましても補助制度がないということですので、今後はそういう補助の支援等を見ながら検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。まとめてください。

○議員（4番 本山 真吾君） はい。まとめます。

もしデッキ化というあれなもので、普通はウッドデッキとか考えるじゃないですか。それで、

どんなデッキかは分らないとですけど、もしウッドデッキということであれば、地元でも木材はたくさん加工されますしですね。そういうのをふんだんに使えるような設計で、今後は何でも使っていたいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

それでは、24ページ、25ページ、ございませんか。

3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 3番、宮嶋です。

土木費の管理等の件で、18番、負担金補助及び交付金で、戸建て木造住宅耐震改修等の事業補助金というのがうたってあるんですが、これがどういう対象でどういう内容なのかを、伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 戸建て木造住宅耐震改修事業の内容につきましては、まず木造の住宅で耐震が不足している住宅を対象としますが、まず耐震診断をしていただいて、それに基づいて改修工事を行うための補助金として計上しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） これは、じゃあもう個人的に耐震の、やっぱり診断の依頼があるというときに対応するということですね。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 個人の方が役場のほうに申出をされて、それに対して県のほうから補助金を頂いて、実施をしていただくという流れになっております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。24、25です。

それでは、26、27ページございませんか。5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 5番、上村です。

学校給食施設費で、給食センターの空調設備設置工事の減額理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉君） 1,100万円分減額につきましては、入札残ということでございます。

○議長（川野 雄一君） 5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） ということは、それだけ経費がかからなかったということになりますよね。そうした場合が、確かに1,100万円ほど安く上がっておりますが、それに越した

ことはないと思います。

ただ、やはり見積りというか、その時点でのしっかりとした業者さんに委託してからの見積りと思いますが、その辺りをもう少し近い数値にするように努力していただければと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

歳出での質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。

ページが12ページ、13ページです。歳入での質疑はございませんか。12ページ、13ページ。

それでは、次に、14ページ、15ページ、質疑ございませんか。14ページ、15ページ。7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 7番、久村です。

15ページの土地売払収入とありますけど、平国地区だと先ほど聞きましたけど、正確な場所が分からなかったんですけど、それと何平米ぐらいあるとかというのを教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

場所につきましては、県道から漁協に入るところを、こちらから行ったら左折をして、入ってすぐの右側でございます。三角地になっているところです。

それと、面積につきましては1,007平米でございます。売却価格が240万円で売却を致しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。ほかにございませんか。14、15ページ。

それでは、16ページ。歳入の16ページ、質疑ございませんか。16ページ、歳入の質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、6ページから7ページ、第2表繰越明許費並びに8ページ、第3表債務負担行為補正に関する質疑を受けます。

まず、6ページから7ページ、第2表繰越明許費に、6ページ、7ページの繰越明許費、質疑

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

8 ページ、第3表債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号 令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第5、議案第3号令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第3号令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳出では、保健事業費の保健衛生普及費で、管理栄養士の採用がなかったため、会計年度任用職員報酬を減額し、一般被保険者療養給付費を予算調整のため増額致しております。

歳入歳出補正総額は40万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,990万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出を一括して行います。

歳入6ページ、歳出7ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号令和3年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第4号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第6、議案第4号令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第4号令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳出では、総務費の簡易水道基金積立金を調整のため増額し、簡易水道事業費の施設管理費の事業費及び委託料を見込みに合わせ減額致しております。

第2表の繰越明許費は、資産管理等のアセットマネジメント策定事業など4事業につきまして、年度内完了ができませんので令和4年度へ繰り越すものでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ1億500万円に変更はございません。よろしく御審議の上御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳出のみです。歳出8ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、4ページ第2表繰越明許費に関する質疑を受けます。4ページ、第2表繰越明許費。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第5号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（川野 雄一君） 日程第7、議案第5号令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第5号令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入では、介護給付費調整交付金を初め各種交付金を内示額に合わせ増減致しております。歳出では、居宅介護サービス給付費を予算調整により増額致しております。

歳入歳出補正総額は1,400万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,650万円と致しております。よろしく御審議の上御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出を一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第6号 令和3年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第8、議案第6号令和3年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第6号令和3年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳出で一般職共済費及び光熱水費を見込みに合わせ増額致しております。

予算の総額は歳入歳出それぞれ1,520万円で変更はございません。よろしく御審議の上御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳出のみです。歳出6ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号令和3年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第7号 記号式投票に関する条例の一部改正について

日程第10. 議案第8号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について

日程第11. 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第12. 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

日程第13. 議案第11号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第14. 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15. 議案第13号 津奈木町公園条例の一部改正について

日程第16. 議案第14号 津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について

日程第17. 議案第15号 津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改正について

日程第18. 議案第16号 令和4年度津奈木町一般会計予算

日程第19. 議案第17号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第20. 議案第18号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第21. 議案第19号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第22. 議案第20号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第23. 議案第21号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第24. 議案第22号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（川野 雄一君） 日程第9、議案第7号記号式投票に関する条例の一部改正についてから、日程第24、議案第22号令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの16議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第7号から日程第24、議案第22号までの16議案を一括議題とすることに決定致しました。

ここで、新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、議場内の換気を行うため、5分間休憩を致します。開始は11時に始めたいと思います。

暫時休憩致します。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、令和4年度主要施策並びに予算等について、町長の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 本日ここに令和4年第1回津奈木町議会定例会が開催され、令和4年度予算をはじめ、重要な諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の施政方針と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

尊い人命をはじめ、多くの被害をもたらした令和2年7月豪雨災害から1年7か月が経過しました。この間、1日でも早い復旧を目指すべく、国や県をはじめ関係団体や町民の皆様、そして町議会の皆様の御理解、御協力を得ながら、災害復旧・復興に取り組んでまいりました。

災害からの早期復興を目指し、町民の皆様が早く元の生活に戻ることができますよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年から変異を繰り返しながら猛威を振るっており、本年に入ってからオミクロン株の感染者が急激に増大し、熊本県では1月21日からまん延防止等重点措置が適用されるなど、未だに収束の兆しが見えない状況が続いております。

町では、これまで感染予防や啓発活動を行うとともに、中小企業や個人事業主の皆様、町民の皆様への経済支援など、様々な対策に取り組んでまいりました。今後とも、落ち込んだ町の経済回復のための取組を進め、感染拡大防止と社会経済活動の両立、あるいはふれあい祭りや町民体育祭をはじめとした、人と人がつながる機会の回復を、ウイズコロナ・アフターコロナを見据え、皆様とともに進めてまいりますので御協力をお願い致します。

さて、昨年7月の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様、議員の皆様をはじめ、各方面から力強い御支援を賜り、2期目の町政運営に当たらせていただくこととなりました。

1期目の4年間は、人口減少・少子高齢化対策、農林水産業の振興、地元企業育成・雇用確保、観光の振興の4つの重点施策を掲げ、各種事業の推進に取り組んでまいりました。

このほか、役場機構を大幅に見直すことで、私が進める町政のカラーを出すため、戦略的で末端まで目の届く組織編成とするべく、政策企画課、ほけん福祉課の新設、また本町の基幹産業であります農林水産業の経営強化・生産基盤の整備のため、振興課を農林水産課と建設課の2課体制とし、様々な課題に取り組んでまいりました。

本町の国勢調査人口は、平成27年の4,673人から、令和2年には4,255人と、418人減少しております。また、出生者数につきましては、平成22年は40人でしたが、令和3年は22人まで減少しております。

このような状況の中、津奈木保育園民営化検討委員会の答申を受け、津奈木保育園につきましては、令和6年度の民営化に向け、現在準備をしているところです。

津奈木幼稚園につきましては、昭和49年5月に旧津奈木小学校跡に開園し、令和3年3月までに1,200人の卒業生を送り出しました。昭和54年、55年には、最多の102名が在籍したこともありますが、令和4年度入園見込みの園児数が3名となっております。

これまで、津奈木町の幼児教育のため鋭意努めてまいりましたが、幼稚園の今後の在り方について教育委員会と総合教育会議の中で検討し、教育委員会からも閉園はやむを得ないとの答申を頂いたところであり、令和5年3月末をもって津奈木幼稚園を閉園することと致します。

皆様の御理解と御協力をよろしく申し上げます。

令和4年度の主要事業について御説明致します。

今年度も私の公約であります4項目の重点施策の推進のため、各種事業を提案しております。

重点施策第1点目の人口減少・少子高齢化対策につきまして申し上げます。

出生祝い金、保育料の軽減、保育副食費の助成、高校生までの医療費やインフルエンザ予防接

種の無料化、不妊治療費の助成など、子育て世帯の負担軽減に努め、少子化対策に取り組んでまいります。

教育分野におきましては、児童・生徒の英語の発音や国際理解教育のさらなる向上を目的に、ALTを継続して2名体制とし、英語検定試験の補助を引き続き行います。

また、家庭でのオンライン学習の推進を図るため、準要保護世帯に対し通信費の一部を支給し、全家庭への子育て支援として給食費の一部補助を継続して行います。

高齢化対策では、地域見守り活動、たっしゅか塾、令和2年7月豪雨における被災者への地域支え合いセンターによる支援などの社会福祉協議会の事業の充実や、国民健康保険事業の無料人間ドッグの実施、シルバー人材センター事業支援や、介護保険事業での自立支援と介護予防・重度化防止事業の推進による、健康長寿のまちづくりへの取組を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策として、18歳以上の方への3回目接種及び5歳から11歳までの小児への初回接種など、円滑なワクチン接種に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた自営業者等への支援として、国民健康保険に加入している子育て世帯を対象に、18歳以下の子どもの国民健康保険税の均等割額を令和4年度におきましても免除する支援を行います。

高齢者や交通弱者対策の一つであります「つなぎタクシー」につきましては、今後も町の生活交通として交通弱者の移動手段を確保するとともに、少子高齢化社会における移動を担うライフラインとして位置づけ、利用者の声を反映させながら、改善を図ってまいります。

移住・定住対策としましては、新たに6名の地域おこし協力隊の隊員を募集し、町民と共に地域課題の解決に向け活動する人材を確保してまいります。

また、空き家バンクの運用を図るとともに、リフォーム補助金等の支援による空き家解消策にも引き続き取り組んでまいります。

2点目の農林水産業の振興につきまして申し上げます。

農業振興においては、耕作放棄地の解消や農地の担い手への集積等による有効活用を図るため、実質化された人・農地プランの活用や農地情報等の共有化・次世代人材育成投資資金の活用等を進め、農業後継者や新規就農者などへの農地集積や支援を進めてまいります。

また、果樹の振興につきましては、熱帯果樹の新規導入や実証栽培を実施し、産地化やブランド化に取り組み、果樹経営の多角化や収益性向上等を図るとともに、商工・観光事業者と連携を図ってまいります。

基幹作物である柑橘類やサラダたまねぎのさらなる振興や品質向上に向け支援を行い、農家の所得向上を図るとともに、町独自の農業振興策として有害鳥獣対策のため電気柵等設置事業や耕作放棄地の解消、発生防止の基盤整備事業、高齢化による作業負担軽減と労働力確保のため農作

業支援事業などに取り組んでまいります。

また、5期目として取り組んでおります中山間地域等直接支払制度事業や多面的機能支払事業も引き続き実施し、農地保全に取り組んでまいります。

さらに、環境に配慮した農作物の生産による地域の魅力発信や小中学校との交流事業を通じた農地保全等に努め、つなぎ型環境農水調和事業への取組も力を入れてまいります。

林業振興につきましては、森林資源が充実してきております町有林について、伐期を迎えた森林の計画的な伐採・造林を行い、森林環境保全直接支援事業の活用による適正な森林整備を実施致します。

今後は、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図っていくため、森林環境譲与税を活用した森林所有者の意向調査を行い、森林整備事業の促進による森林資源の適正管理を図るとともに、作業員確保対策や素材生産体制の整備による間伐材の有効活用にも努めてまいります。

水産業の振興につきましては、種苗放流事業による栽培漁業の確立と藻場造成など豊かな漁場づくりに取り組み、資源の確保と漁業振興に努めます。

マガキの養殖事業では現在、旧平国小学校で開催しています「つなぎオイスターバル」への安定供給を図るため、体制の整備を図っていくことが急務となっております。

今後も引き続き、マガキの生産支援策に取り組み、令和2年7月豪雨災害から復興のシンボルとなるよう努めます。また、令和2年度に新設した漁船エンジンのオーバーホールに係る補助金に、本年度はエンジン更新を追加し、併せて燃油高騰対策支援事業補助金を新設し、漁業者の負担軽減を図ります。

農林水産業は本町の基幹産業であります。最大の課題が後継者不足です。県やJAなどの関係団体等と連携を図りながら、引き続き新規参入者や後継者への重点的な支援を行うとともに、農地災害の早期復旧を図り、農林水産業の振興を図ってまいります。

3点目の地元企業育成・雇用確保につきまして申し上げます。

令和2年7月豪雨災害の影響を受け、一時中断しておりました旧平国小学校跡地利活用事業を本年度から再開致します。空き教室を地元生産者のための産業振興棟や、サテライトオフィスとして利用するIT企業棟とし、つなぎ美術館の滞在制作をはじめとしたアートプロジェクトや観光体験プログラムにも利用できる施設を整備するほか、子育て世代が交流できる木育広場も整備し、廃校を活用した産業の振興と交流拡大のモデルを創出します。

また、町の生産者を巻き込みながら、新商品や地域資源をブランド化し、町外へ販路を拡大するとともに、町内へ人を呼び込むため新たな事業推進体として地域商社の設立を目指します。また、ふるさと納税の返礼品による地域商品の販路拡大にも努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、小規模事業者の販路開拓

等に関する支援や、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた取組への支援も充実を図ってまいります。

最後に4点目の観光の振興につきまして申し上げます。

令和3年度は、つなぎ美術館開館20周年を迎え、記念事業として開催しましたユージン・スミス、アイリーン・スミス写真展には過去最多の3,084人の入館者を数えました。

令和2年7月豪雨災害の影響を受け、長らく運休しておりましたモノレールも本年3月から車両本体やデザインも新たに運行を再開しております。本年春には、旧赤崎小学校プールを利活用した「入魂の宿」の公開も控えており、アートと自然のさらなる魅力を広く町内外に発信してまいります。

また、国の環境首都水俣芦北地域創造事業補助金を活用した地域資源循環・交流型まちづくり事業やフィールドミュージアム事業、低炭素型観光地域づくり事業を継続し、町の美しい自然環境やアート、スローフードなどを組み合わせた体験プログラムやツアー造成を行い、人の流れを創出し、多くの人を訪れてくれるまちづくりを推進してまいります。

町の集客の要の一つであるつなぎ温泉四季彩につきましては、モノレールが開館以来28年を経過し、老朽化による経年劣化が激しいため、車両更新工事を実施致します。車両更新に併せ発着所も補修し、安全性を確保するとともに「モノレールのある温泉」としての魅力アップと認知度向上に努めてまいります。

以上、重要施策に掲げました4つの公約について御説明申し上げます。ありがとうございました。

本町を取り巻く状況は厳しいものがありますが、基本方針であります「住みたくなる町づくり」推進のため、最善を尽くしてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、私の施政方針と令和4年度に取り組みます施策の概要とさせていただきます。

なお、令和4年度予算の詳細に当たっては、別途配付しております令和4年度当初予算主要施策事業で御確認ください。

質問がありましたら、私もしくは担当課長等が説明致しますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

長時間、御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 町長の説明が終わりました。

お諮りします。先ほど一括議題と致しました16議案については、さきの議会運営委員会において委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第35条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の16議案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第9、議案第7号から、日程第24、議案第22号までの16議案は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第7号から、日程第24、議案第22号までの16議案は議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

日程第25、議案第23号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（川野 雄一君） 日程第25、議案第23号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第23号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和4年6月30日をもって宇城市が脱退するため、同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第24号 工事請負変更契約の締結について

○議長（川野 雄一君） 日程第26、議案第24号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第24号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

津奈木工業団地内、土砂等処分工事については、9月議会において承認を得ておりましたが、工事の施行に伴い流木処分料等を減少して実施するものであります。

この設計変更に伴い、532万942円の減額を行い、変更後の請負契約額6,122万9,058円で工事を実施するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第25号 工事請負変更契約の締結について

○議長（川野 雄一君） 日程第27、議案第25号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第25号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

旧平国小学校のり面崖崩れ対策工事、平国下①箇所については、9月議会において承認を得ておりましたが、工事の施行に伴い推定岩盤線の変更によるのり面への鉄筋挿入本数の追加等を実施するものであります。

この設計変更に伴い855万9,955円の増額を行い、変更後の請負契約額8,522万9,955円で工事を実施するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これにて散会致します。お疲れさまでございました。

午前11時27分散会

令和4年 第1回(定例)津奈木町議会会議録(第2日)

令和4年3月15日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和4年3月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

| | |
|-----------|------------|
| 1番 大川 貴哉君 | 2番 新立 啓介君 |
| 3番 宮嶋 弘行君 | 4番 本山 真吾君 |
| 5番 上村 勝法君 | 6番 澤井 静代君 |
| 7番 久村 昌司君 | 8番 柳迫 好則君 |
| 9番 村上 義廣君 | 10番 川野 雄一君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|--------|------------|--------|
| 町長 | 山田 豊隆君 | 副町長 | 林田 三洋君 |
| 教育長 | 塩山 一之君 | 総務課長 | 吉澤 信久君 |
| 政策企画課長 | 荒川 隆広君 | 建設課長 | 下川 秀美君 |
| 農林水産課長 | 坂本 輝一君 | 住民課長 | 久村 庄次君 |
| ほけん福祉課長 | 葦浦 祐一君 | 教育課長 | 岡松 辰哉君 |
| 会計課長 | 財部 大介君 | | |

令和4年第1回定例会

一般質問通告表（令和4年3月15日（火）午前10時）

| 順番 | 質問議員 | 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 | |
|----|-------|------------------------|---|----------------------------------|--------------------|
| 1 | 宮嶋 弘行 | ①観光まちづくり拠点整備に関する施策について | ①「宿泊体験とワーケーション」に関する実証事業が、令和3年11月から令和4年1月にかけて実施されたが、その実証実験による検証結果を伺います。 | 町 長 及 び 担当課長 | |
| | | | ②町として、宿泊施設と仕事をセットとした両面での実証実験と思われるが、今後の考えを伺います。 | 町 長 及 び 担当課長 | |
| | | ②観光の振興策について | ①舞鶴城公園駐車場トイレ改修工事について、新年度に景観に配慮したトイレとして改修するための予算が計上されている。どのような改修を予定しているのか。 | 町 長 及 び 担当課長 | |
| | | | ②トイレ改修後の管理として、このトイレは目が届きにくい場所にあるが、どのように管理していくのか。 | 町 長 及 び 担当課長 | |
| 2 | 新立 啓介 | ①耕作放棄地解消の取り組みについて | ①現在、耕作放棄地面積は果樹園、畑、田でそれぞれどのくらいあるのか。 | 担当課長 | |
| | | | ②過去3年間の解消面積と新たな発生面積はどれだけか。うち、町の支援事業で解消された面積はどれだけあるのか。 | 担当課長 | |
| | | | ③人・農地プランの実質化は、どの程度進んでいるのか。 | 担当課長 | |
| | | ②基幹作物の果樹・サラ玉の振興策について | ①施政方針で基幹作物である柑橘類やサラダ玉ねぎの更なる振興や品質向上に向け支援を行い、農家の所得向上を図ると述べられたが具体的な支援策を伺いたい。 | 町 長 及 び 担当課長 | |
| | | | ③つなぎFARM推進事業について | ①これまでの9年間の取り組みにおける成果と課題について伺います。 | 町 長 及 び 担当課長 |
| | | | | ②今後、課題解決に向け、どのような取り組みを行っていくのか。 | 町 長 及 び 担当課長 |

| 順番 | 質問議員 | 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|----|-------|-------------------------------------|---|----------|
| | | ④地域商社について | ①地域商社設立の進捗状況について、伺います。 | 町長及び担当課長 |
| | | | ②町産品や商社P B（プライベート）商品の販売促進などの計画があるが、具体的にどのような産品を考えているのか。 | 町長及び担当課長 |
| 3 | 本山 真吾 | ①国の政策「みどりの食料システム戦略」に伴う津奈木町の農業振興について | ①昨年5月、農林水産省では「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに耕作面積に占める有機農業の取り組み面積を25%にするという目標を掲げている。本町においては平成25年から「つなぎFARM」に取り組んできた。まさに時代の先駆け・先駆者的な取り組みを行ってきたと言えるのではないか。まず、「つなぎFARM」の定義と現状（生産者数、作付け面積・収量・農家所得等）について、伺います。 | 担当課長 |
| | | | ②「つなぎFARM」で生産された農作物は、有機JAS認定にはできないのか。また町の方針として有機JAS認定を取得するよう農業者に勧めるつもりはないのか、伺います。 | 担当課長 |
| | | | ③「つなぎFARM」は環境配慮型農業、究極的には無肥料無農薬をすすめる自然農法と認識しているが、いわゆる民間農法である。現在、津奈木町で行われている農業のほとんどが、慣行農業であるが農薬や肥料を使う一般的な農業者とのトラブルが発生するとも聞いている。町として、このことについてどのような考えを持っているのか。 | 町長及び担当課長 |
| | | ②農業を通じた移住定住、新規就農の状況、基本的な考え方、展開について | ①移住定住者向けの農地の確保状況について、伺います。 | 担当課長 |
| | | | ②基幹産業と位置づける農業を通じて豊かな自然に囲まれた津奈木町に移住定住を勧めることは、まさしく本筋に沿った施策と言える。移住定住者にとってのサポート体制は十分と言えるのか。 | 町長及び担当課長 |

| 順番 | 質問議員 | 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|----|-------|-------------------|---|------------------|
| | | | ③「芦北地方農業振興協議会」では、基本的に慣行農業での移住定住を勧めていると思われるが、本町では自然栽培を勧めた移住定住を促すのか。 | 町長 及び 担当課長 |
| | | ③省力化機械導入への補助について | ①令和3年9月議会で農家の省力化や耕作放棄地対策もかねた農業者の所得向上と耕作放棄地解消などの農業支援策として、農業機械共同利用への補助に関する質問したが、その後検討はされたのか。予算には反映されていないが、何が原因だったのか、伺います。 | 町長 及び 担当課長 |
| | | | ②農家負担を減らし経営を維持していくためには、省力化に関する機械導入は欠かせないものとなっている。現在、中山間地域等直接支払制度に参加する農業者組織内で一部省力化機器を購入しようとして検討しているが、高額であるため思うように購入できない場合もある。省力化機器導入のための新たな補助事業を設立できないか。 | 町長 及び 担当課長 |
| 4 | 澤井 静代 | ①美術館事業について | ①平成13年につなぎ美術館が開館し、平成20年度から住民参画型アートプロジェクトに取り組まれているが、本町は、昭和59年に「緑と彫刻のある町づくり」をメインテーマに掲げ、取り組まれてきた経緯がある。美術館の今後の方向性について、伺います。 | 町長 及び 担当課長 |
| | | | ②アーティストの作品が制作されているが、今後の維持管理について、伺います。 | 町長 及び 担当課長 |
| | | ②改善センターのトイレ改修について | ①改善センター調理室の改修が実施されたことで、トイレの老朽化が目立ってきている。公共施設等総合管理計画において、今後改修の計画等はないのか。 | 町長 及び 担当課長 |
| | | ③防災・減災対策について | ①コロナ禍において、多くの行事が中止されているなかではあるが、これまでの一般質問において何度も防災訓練の必要性について提案してきている。住民に対する防災訓練について、町の考えを伺います。 | 町長 及び 担当課長 |

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

1名につき、質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。また、執行部も明快かつ簡潔な答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、3番、宮嶋弘行君、2番、2番、新立啓介君、3番、4番、本山真吾君、4番、6番、澤井静代君の順番とします。

まず最初に、3番、宮嶋弘行君の質問を許します。3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） おはようございます。3番、宮嶋弘行です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問させていただきます。

3月になり、春本番と気持ちも明るくなりたいところですが、まだまだ国内外においても先行きが不透明な状況で、町内においても身近なガソリンや食料品の値上げ等で町民にとって非常に不安定な生活が心配されておるところです。

ただ、私にとっては、冬季オリンピックでの感動と勇気が素直に受け入れられ、これからもスポーツがすばらしい平和の祭典としてかけがえのないものであると信じています。

令和4年9月には、私たちにも身近な県民体育祭が水俣芦北地域で開催されます。津奈木町からも多くの選手とチームが参加されると思いますので、町挙げての応援と町民に元気を与えられるように、議会と執行部も協力体制でお願いしたいと思います。

それでは、観光まちづくり拠点整備に関する施策について、①宿泊体験とワーケーションに関する実証事業が、令和3年11月から令和4年1月にかけて実施されたが、実証実験による検証結果を伺います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

本事業は、令和3年11月23日から令和4年1月9日まで、「津奈木いろいろ旅の宿と温泉まがりオフィス」として、つなぎ温泉四季彩、つなぎ百貨堂、グリーンゲイド広場を活用して実証実験を行ったところでは、

実施概要としましては、最新型のトレーラーハウスや置き型のキャンピングカーをそれぞれ1台設置し、2名用と4名用の2つのテントにRVパークと連携した車泊を提供し、温泉や、た

き火、野外のリビングなども利用可能と致しました。

検証結果ですけれども、報告書の提出がまだですので詳細はこれからになりますが、稼働日数としましては43日間で、予約件数が119件、宿泊件数が92件で延べ宿泊者数は230名と大変多くの方に宿泊体験を御利用いただきました。

昨年11月から今年1月にかけて、実証事業の認知が広がるにつれ、宿泊稼働率も軒並みに上がりまして、1月のトレーラーハウスとキャンピングカーの宿泊予約は全て埋まり稼働率100%となりました。

テント泊につきましては、天候や寒さの影響を強く受けると考えておりましたが、想定よりもよく稼働致しまして、特に、4名まで宿泊できることが選ばれる要因となったようです。

宿泊者の声としましては、「テントやキャンピングカーを体験したかった」ですとか「温泉とのセット割がよかった」「たき火体験ができてよかった」などがございました。

ワーケーションの実証実験の温泉まがりオフィスや役場に設置しました個別ワークブースにつきましては、地域商社事業で2月まで期間を延長して実施をしております、現在、そのデータ整理中でありますので、まだ、手元にその報告を受けておりません。報告を受けて詳細分析をしたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、結果のほうを伺ったんですが、まだ最終的な結果としては、十分に出されていないということなんですが、伺ったところですね、本当そういう利用活用されているなというのを今聞きました。43日間の119件、92件の方がされているんですかね、そういう流れで使われていると。その中で政策企画課長も自ら体験されたということも伺っています。感想等があれば伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 私の宿泊体験ということで、私はクリスマスの夜に家族4人と姪っ子の3人、7人でトレーラーハウスとキャンピングカーと、それからテント1張りを借りまして宿泊体験を致しました。

大変風が強くて寒い日でしたので心配したんですが、トレーラーハウスとキャンピングカーはエアコンが完備しておりましたので、寒さも気になりませんでした。

テント泊をしました子どもは、夜中、木のきしむ音がして不安だったようですけれども、コロナ禍の中で、家族旅行もなかなかはばかれる中、町内で気軽にテント泊などの宿泊体験ができたことは、いい思い出作りになりました。残念ながら風が強くてたき火体験はできませんでしたけれども、様々な体験プログラムをセットすることによりまして、家族連れとかもターゲットには

なるなと感じたところです。また、遠出もしなくても、町内でちょっとした旅気分になれるもんだなと実感したところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今課長のほうにですね、感想等を伺ったところなんですけど、後ほど、私もその旨ですね、体験者のほうを集約してあります。そこら辺で報告させてもらいたいんですが、同じような感想を伺っているところもありますので、重複すると思います。

ただ、その体験されたことっていうのは、私は本当にうれしく思っています。机上で模索することも重要と思われませんが、現場を知るには、現場へ行くことが最善の答えがあると考えています。議会でもですね、宿泊施設がないことが今後の将来像として幾度か質問等も行われています。

そこで申し訳ないですが、体験していない私としては、体験した方へ聞くことは重要と考え、感想等を踏まえ、町内の4組の方へ感想等の結果を伺ってみました。先ほど、政策企画課長からも伺いましたので、もう5組目になります。その中で、皆さんの思いがしっかりと伺えたのがうれしくて今後の検討資料として生かされるように努力していただけたらと思います。感想については、私が総合的にまとめてお伝えしたいと思います。

まず目的、「子どもたちとの日常のコミュニケーションが十分取りづらい面も踏まえ、屋外での親子、子どもたち同士での話題や思い出づくりを目的として利用した」また、「町の新たな試みに興味を持ち宿泊した」それと宿泊利用と設備、先ほどありましたトレーラーハウス、大人1名、子ども2名の利用をした、「ホテルの一室のような作りで清潔感があり、快適に過ごせた。飲食が禁止だったため、軽食程度は利用したかった。テレビ、冷蔵庫、レンジがあれば便利。部屋としては、寝るか事務作業のみの用途に感じられた」そして、キャンピングカー、これは大人2名、ベッドがあります。子ども二、三名、これは数によりますけれど、ロフトで利用したと、「ここには、テレビと冷蔵庫、レンジがあり、夜食等にも困らない」そして次、最後のテントですね、先ほど課長のほうからありました「冬場のため寒さがあり、天候等に左右された。利用前の天候の確認が必要であった。夏場だったらもっと利用しやすかったのではないか」ということで、一応、各施設の感想を伺ってます。食事、「近場での食事に関しては時間等に制限があり、利用できなかった。案内チラシがほしかった。コンビニの利用と自分たちで料理器具と食材を持ち込み食事を行った」施設については、「トイレの利用に夜中で暗くて子どもたちにとっては利用しづらかった」という流れで聞いています。それともう一つは、「たき火台が1個のため利用できなかった。料金は3,000円で温泉つき。本当に安価な設定だった」と。

トータル的な感想ですけど、「屋外での感覚を味わえてイルミネーション等もあり、子どもたちとしてもよき思い出となった。夏場になるともっと利用が増えると思われる。バーベキュー

と川で触れ合える環境もほしかった。地元食材をセットにしたメニュー等もあるとよいと思われる」また、「大きなテントハウスがあれば、家族全員一緒に宿泊できるため、もっと利用が増え、楽しく過ごせるのではないかと思われた。県外からの利用者もあり、町全体を網羅した場所の選定や付加価値を考え、町特有の宿泊施設としてアピールすることにより、今後大きな期待が寄せられるものと思われる」という、以上の貴重な回答をいただき、私自身としても今後、前向きな検討も必要かなと思われます。

次の②について伺います。津奈木町として、宿泊と仕事をセットとした両面での実証実験だと思われますが、今後の考えを伺いたしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

第7次水俣芦北振興計画に、つなぎ温泉四季彩周辺魅力アップ事業として計上しておりますので、今後は令和3年度の実証結果に基づきまして、令和4年度には検証と基本構想の磨き上げを行い、令和5年度には実施設計、令和6年度には工事施工と進めていく予定でございます。

実施に当たりましては、国の環境首都水俣芦北地域創造施設整備事業の補助金を受け、実施を検討したいと考えております。

新しい生活様式が浸透したことによりまして、多様なライフスタイルの変化が今起こっております。町としてどのように包括し、どのような目的で宿泊滞在やワーケーションを組み合わせ提供していくのか今後、さらなる検証と考察が必要と考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） ところで、私も違う場所で目にしたのが、コンテナハウスを利用したホテルです。これが設置されているところが、新八代駅近くと伊佐市の中心市街地で駐車場スペースもしっかりとあり、今後の宿泊等、ビジネス分用としてのコンパクトな作りで気軽な利用ができる仕組みかなと思っています。今後の宿泊施設の在り方として考えられるのではと思われました。また、伊佐市としても、災害等への利用もできるということで前向きな検討の上、設置されたと伺いました。

そこで、コンテナハウスのどういう内容のホテルなのかっていうのを私はパンフレットを貰ってきましたので、説明したいと思います。

部屋はダブルルームっていうのが27室、1名5,600円から2名7,000円、ツインルーム、1名、同じく5,600円から2名8,000円。それとアメニティというのがありまして、その中にシャンプー、コンディショナー、ボディソープ、ハンドソープ、ボディタオル、歯ブラシ、ヘアブラシ、T字剃刀、ナイトウェア、ガウンですね。それと駐車場は34台。客室の設備

ですが、ユニットバス、トイレ、テレビ、ドライヤー、冷蔵庫、電子レンジ、電子ポット、電動マッサージチェア、マッサージチェアはダブルルームのみとうたってあります。

共有されているのが、無料のドリンクコーナー、無料の軽食コーナー、それとコインランドリー2台、自動販売機、館内では無料のWi-Fiを利用いただけますと。全室のベッド関係なんですけど、これは全室シモンズ社製のマットレスを導入していますという、そういう中身までですね、本当に充実されているという内容です。

これだけの内容設備としては、満足な部屋としては十分受入れられるものと考えられます。設置場所も市街地のため、飲食等に関しても近場のお店の利用がしやすく、町の経済効果も期待でき、出入りも自由にできるということでプライベート空間もしっかりと保てると伺いました。

町としては、このような敷地面積などの確保は難しいところですが、先ほどの体験者の感想と同様に、スポット的に自然環境を活かした魅力ある宿泊施設として今後検討の余地があるものではないかと思われまます。

また観光、イベント等に関しても、少しでも宿泊のですね、受入れができることが町の活性と活力として考えられますが、ここで町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 私の考えと致しましては、町には宿泊施設がございません。それで、どうか宿泊してある程度経済活動していただければというふうに考えておりますので、先ほど政策企画課長が言いましたとおり、いろんな仕掛けを作って、トレーラーハウスにしてもキャンプにしても——このトレーラーハウスもですね、多分九州で1番でこの施設を持ってきたというように自慢をしております。いろんなところがそれが広がって伊佐市とか八代市とか広がっておりますので、私は実証実験をしながら、先ほど言われましたように宿泊施設に代替といいますか、観光に結び付けていきたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 最終的には流動的な決断になると思うんですね、方向性というのがまだはっきり出てこないのかなと。ただ、ここでコンテナハウスの一番最善というか、考え方が、今回、災害に適したホテルだということを十分うたってあります。これは結局、気軽に移動できるとそういう面で今後災害というのは何がともあれ、もうあるものというような予知、その十分な関心を持ってやらないと対応できないのかなという気がしますので、今後は実証実験の結果の後もやっぱりそういうふうに、令和4年度から5年にかけて計画もされると思いますけど、そこら辺の方向性をしっかりお願いしたいと思います。

次は、観光振興策について伺います。

①舞鶴城公園駐車場トイレ改修工事について、新年度に景観に配慮したトイレとして改修する

ための予算が計上されていると。どのような改修を予定しているかを伺います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答え致します。

今回の改修につきましては、老朽化しています舞鶴城公園駐車場のトイレを改築するものでございまして、改修の内容としましては、男女共同利用となっておりますトイレを男女別々にすること、それから多目的トイレ、現在はバリアフリートイレと言うようございすけども、その新設と、また汲み取り式で不衛生でございましたので浄化槽を設置して水洗化を図るというものでございます。そのほか、公園管理用の倉庫の併設を致します。建物は、片屋根式のRC、鉄筋コンクリート構造で床面積は21平米というふうになってございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、総務課長から答えていただいてイメージとして、まだ私にはちょっと分かりづらいところがあるんですけど、私個人的にですね、よく長島町は石の町として道路等の環境整備が行き届いています。町長にもよく話していました。行く度に感銘しているところですよということでお話したんですが、先日ですね、私も早速、長島町で一番高い山で行人岳に行ってきました。山岳信仰の山で鶴の北帰行が見られ景観もすばらしく、私は車を途中に置き、歩いて登りましたが、最近新しいルートとしてできた道路があり、頂上まで2車線の広い道路が整備されていて歩道も広く、新しい石灯籠が60個並び、今後も希望を募って増えていくようです。こうやって行くたびに新しく変わっていく町に関心させられています。

そこで、トイレに関してですが、行人岳のトイレがとってもすばらしく、トイレも観光振興にとって非常に大切な施設として考えなくてはいけないと町のほうからも伺いました。

町長の手元に資料をやったわけなんですけど、これは、私が撮影した行人岳のトイレです。これはまだできて何か月かしか経ってなくて本当にきれいなトイレでした。このトイレがどういうものなのかというと、確かに金をかければいいものができるでしょう、ただですね、このトイレの写真の資料を見ていただくと、場所がやっぱり私は見晴らしがいいところだと、本当に展望がよくて、その中でトイレも利用しました。そのトイレを利用しながら、結局、私たちの今の現状のトイレというのは、壁に囲まれたトイレがほとんどなんです。だけど、ここはすごい開放感があって何度もこう利用するだけの問題じゃなくて、その中にやっぱり自分も入っちゃうと、自然の中に入っちゃうというような環境のトイレだということを感じています。

そこで、津奈木町がアートの町として考えるのであれば、トイレもですね、屋外のアート作品として考える必要があるのではないかっていうのをすごく感じています。そういった面で今回、舞鶴城トイレですか、舞鶴城公園のトイレに関して、先ほど総務課長から説明がありましたけど、

そういう景観的なもの、やっぱりアート関連を作った一番中心地の場所のトイレとして、そこら辺をどういうふうに考えられるか、町長のお考えをお伺い致します。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 私も建築を学んできた一人としてですね、まず建築を立てるときに、まず敷地がどうなのか、入り口がどうなのか、それと景観がどうなのか、あるいはそこにあった歴史がどうなのか、そういう踏まえながらイメージとして、まず設計としては作ると思います。

ここは、私も針尾岳ですかね、針尾空中トイレ、あそこ行きました。そしたらこれよりもまだすごい、スケルトントイレと言いまして、海がすごく見えます。ということは、海を売り物にしてるんですね。例えば日本三景にしても松島、あるいは天橋立にしても、股の下から見るとかですね、そういう歴史がございますので、そこはちゃんと生かして、ちゃんとピンポイントで抑えるという設計をするだろうというふうに思います。

また東京湾では、海ほたるというのがございます。そこも全部スケルトンのトイレでございます。海を見せるため、そのために設計をしてあります。

私たちはその舞鶴城公園につきましては、いわゆる敷地としてどうなのか、非常に狭い敷地でトイレをどういうふうに配置するのか、狭い敷地で駐車場を入れて、例えば景観のいいところに建物建ててしまうとそこに壁ができてしまってそれは非常に景観上よくないだろうと。トイレとしては今、美術館とか、あるいはグリーンゲイト、そして四季彩のイメージがございます。そのイメージに合った、いわゆる舞鶴城公園の一つとしてそれは考えるべきだろうと。そのイメージとしてはそういうことだろうというように、トータル的な考えをしておりますので、そのまま海の見えるトイレをここに持ってくるという、それはあまりにも段落的かなというふうに考えますので、私は非常に町に合った馴染みのある山小屋風的なセンスのあるトイレだというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、町長から答弁がありましたけど、あの一带は総合的な計画で観光施設としても必要だろうというように、トイレに関してもそういう面も踏まえて検討されるだろうと。ただ、ここのトイレが長島町だから海が見えるわけであって、津奈木は津奈木のそのどういう形でそういう自然とマッチしたトイレになるのかなというのを考慮していただければ、自然とその町全体の中での総合的な環境ができていくんじゃないのかなと、そういうのはすごく私も感じています。

それでは、②トイレ改修後の管理として、目が届きにくい場所にあるが、どのように管理をするかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答え致します。

現在、舞鶴城公園と鎧ヶ崎公園を月4回程度トイレ等の清掃業務を個人の方に委託をしているところですが、

現在、トイレ掃除を委託しているその方が適正にかつすごく丁寧に管理されておりますので、今後とも同様の管理を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） もう一度伺っていいですか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） もう1回言い直します。舞鶴城公園と鎧ヶ崎公園、この2箇所、月4回程度ですね、個人の方に委託をして清掃、トイレ清掃であったり、周辺の掃除、ごみ拾い、清掃、そういったところを行っていただいているところでございます。できてからも同じような管理をしていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） やっぱり管理していただくということですね、今後そういうのは、ぜひ、やらないといけないだろうと思います。

ただ、やっぱりこのトイレ自体が観光的な目的でそこにあるっていうところもあります。そうしたときに、町内の方には多分ないと思うんですが、町外の方が利用されると、そういう場合が何の状況——その町外の方が悪いわけじゃないんですが、誰かが来て利用されていたずら、そしてその利用の仕方、そういったのが結局私たちとしては心配するところなんですね。そういうのに対してはですね、どういうふうにその管理していくのかなとすごく感じています。これには前もですね、私は防犯カメラとか、いろんなのを町部局にもいろいろ相談したことがありますけど、今後は、そういう目の届きにくいところっていうのは何らかの目の行き届く管理の仕方っていうのも必要かなというのをすごく感じています。そういった面も踏まえて検討していただけたらと思います。

とにかく、トイレはきれいなのが一番ですから。きれいなトイレに限っていたずらだとか汚しがなくならないと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。

今回、長島町の知り合いの方にもこの管理方法についてはですね、問い合せています。ちょうど先方も議会中のために、後日連絡をしますということのを伺って、私の今回のですね、一般質問にはちょっと間に合わなかったもんですから後日ですね、報告が来ます。その後にはですね、総務課長辺りにはですね、一応こういう流れで管理しているみたいですよという実績を報告したいと

思います。

最後になります。今回の質問に関してはですね、理想をイメージして現実を実現へと行うことが大切だと思い質問しました。成し遂げるための強い信念の下ですね、新年度が少しでも希望持てる町として前進し、発展していくことを願って私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川野 雄一君） 以上で、3番、宮嶋弘行君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、2番、新立啓介君の質問を許します。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 皆さん、おはようございます。2番、新立啓介です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり順次質問をしたいと思っております。

それでは、さっそく質問に入りたいと思います。

まず、1番の耕作放棄地解消の取組についてお伺いしたいと思います。

耕作放棄地問題は、長い間の懸案事項ではありますが、その原因として、農業者の高齢化、後継者不足、鳥獣被害、条件不利地など考えられるところであります。

そもそも耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で過去1年以上、作物を作付、栽培せず、この数年の間に再び作付、栽培をする考えのない土地と、これは農林業センサスにおいて定義付けをされております。同じようにですね、遊休農地、荒廃農地があります。

遊休農地は、現に耕作の目的に供されておらずかつ引き続き、耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その農業上の利用の程度がその周辺地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地、これは農地法により、定義をされております。

もう一つ、荒廃農地は、現に耕作に供されておらず、耕作放棄により荒廃し、通常の農作業では、作物の栽培が客観的に不可能となっている基準に該当する農地と荒廃農地の発生解消状況に関する調査、これは市町村農業委員会が現地調査で把握したものとなっております。

町においては、5年に1回の農林業センサス調査資料を使っているのか、現状に一番近い荒廃農地の調査資料を使っているのか、最新の資料に基づいて、①現在の耕作放棄地面積は、田、畑、果樹園も含みますけれども、それぞれどのくらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答え致します。

令和2年度荒廃農地の発生、解消状況に関する調査及び利用状況調査によりますと、田、約19ヘクタール、畑、約112ヘクタールのうち、その大半が樹園地で合計の131ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 次は、②過去3年間で解消された面積と新たに発生した面積はどれだけあるのか。うち、町がいろんな支援事業をされておりありますが、これによって解消、または防止された面積はどれだけあるのか、お伺い致します。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答え致します。

荒廃農地の発生、解消状況に関する調査及び利用状況調査によりますと、過去3年間の解消面積は、田4.8ヘクタール、畑32.3ヘクタール、計37.1ヘクタールとなっております。

また、新たな発生面積は、田13.6ヘクタール、畑5.1ヘクタール、合計18.7ヘクタールとなっております、発生面積が27.5ヘクタールほど増加しております。

町の支援事業、耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業によりますと、この事業を使って防止された箇所及び面積につきましては、7箇所の1万7,026平米となっております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） この3年間で解消された面積、トータルで37.1ヘクタールと発生面積が合計の18.7ヘクタールと27.5ヘクタール増加したということであります。

また、この3年間の事業で解消された、防止された面積、いろんな事業をやって解消された1万7,000平米ですね、こういう事業があったから解消された。3年間で実際、発生面積のほうが、かなり増えております。

この耕作放棄地については、分母になる数字が旧農地であれば全て調査対象になるかと思われまます。なかなか、分母が減っていかない関係で耕作放棄地の面積も増えているんじゃないかというように考えております。

これは、農振地域等の見直しの際にどうするのかというのが一つの課題にあるかと思えますけれども、実際、町の支援事業で解消防止が行われております。電柵等の設置事業とか、先ほど課長からもありました耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業補助金、そのほかにも、いろいろ支援事業ありますけれども、そういう効果が少しずつではあります、出てきていると思えます。

また、耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業補助金は、令和4年から補助金が7割から5割に減ったということを聞いております。津奈木町の大規模の農業者おりませんので、ほとんど小規模、家族経営でございますので、5割になってときにそういう負担について、どうなのかなという心配をしております。できましたら今までどおり、7割に補助金を上げられないものか、町長にお伺いしたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） それは、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） ぜひ、いい方向に検討をしていただいて、これ以上耕作放棄地が発生しないように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、③人・農地プランの実質化ということで、当初予算に、人・農地プラン検討会委員会委員報酬が計上されておりますが、人・農地プランの実質化について、これは今、津奈木町では各大字地区ごとにプランの設定をされているというふうに聞いております。実際、実質化と言いますと、その地区内の耕地面積を分母として出し手と受け手の合計が全体の50%以上が実質化をされたというふうに定義をされております。実際、現在、実質化について、どの程度進んでいるのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答え致します。

人・農地プランの実質化につきましては、中山間地域等直接支払制度における集落協定の3箇所を中心としたアンケート調査を行い、令和2年度に大字千代地区、令和3年度に大字津奈木、岩城、小津奈木、福浜と4地区で集落座談会及び人・農地プランの作成が完了しております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） プランの作成ができているということで、先ほども申し上げましたように、対象地区内の農地面積の過半数以上が将来的に出し手と受け手が特定されているということですので、今、中山間地域等直接支払の18集落ですかね、今協定を結んでいるのは。これは、協定の集落内で耕作放棄地を出さないというのが一つの条件にもなっておりますので、地区全体とはまたちょっと意味合いが変わってまいりますので、できるだけ100%に近い形で取組を進めていただきたいというふうに思っております。

この中山間の直接支払とか人・農地プランとかですね、耕作放棄地の増加抑制、または本町の農業振興に寄与していくと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番の基幹作物の果樹・サラ玉の振興策についてお伺ひ致します。

町長の施政方針で基幹作物である柑橘類やサラダ玉ねぎのさらなる振興や品質向上に向け支援を行い、農家の所得向上を図ると述べられましたけれども、具体的な支援策を伺ひたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答え致します。

本年度の支援策と致しましては、柑橘に対しましては、柑橘安定出荷販売支援事業補助金、優良品種計画更新事業補助金、果樹栽培施設維持対策事業補助金、農作業支援事業補助金、果樹共

済補助金、収入保険補助金を計上致しております。

また、サラダ玉ねぎにつきましては、サラダ玉ねぎ次期作付支援補助金を計上致しております。
以上になります。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 今課長のほうから5つ、6つの支援策を言っていただきましたけれども、これは大体従来からあるような支援策でございます。

サラダ玉ねぎについては、コロナの影響を受けたということで、そういう国が行っている事業かなというふうに考えております。実際に農家の方々からそういった要望とかないのか、また要望があっても実際、予算等に反映をしていないのか、そこら辺も伺いたいと思います。

昨年の決算の中で、これは新型コロナウイルス感染症による単年度の事業でありましたが、農林水産業労働力緊急支援事業というのがありました。これは、雇用確保が困難になった農業者及び水産業者に対して、高性能省力化機械の導入経費を補助するというものでありますが、こういったものは実際、労働力ですね、これ、高齢化しますと特にそういう部分がありますし、若い人たちでも面積がある程度ありますと、なかなか手が回らない、管理に回らないというような状況もございますので、こういったものも町単独でもできないものか。新規参入者については機械補助等ありますけれども、それ以外の方々にはありませんので、そういったものを含めて、何か新たな支援策というのはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 新たな支援策はないのかとのお尋ねですけど、私が皆さんにお願いしているのが令和4年度の予算、この中でいわゆる農林水産関係の審議をしていただいておりますけど、それに関して私が4年度の農業政策ですね、それをお願いして、こうして農業の振興を図りたいというふうに思っております。

新たにいろいろすると言いましても、まだまだ予算が伴うことがございますので、今のところできる範囲でやっているつもりでございますので、どうぞよろしくお伺いしたいというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 農家の方から、いろんな要望等ございましたら、対応のほうよろしくお伺いをしたいというふうに思っております。

次に、3番のつなぎFARM推進事業についてお伺いを致します。

平成25年から取り組んでおられます本事業について、環境に配慮した農業、無肥料、無農薬の自然栽培や、肥料、農薬を極力減らした栽培、というのは、果樹編・野菜編の実践塾を開催し、取り組んでおられます。実際ですね、これらを受講された方が何名ぐらい実際生産に取り組んで

おられるのか。私の感じとしましては、あまりおられないような感じも致します。これまでのすね、取組の成果と課題について、お伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

つなぎFARMの本事業につきましては、水俣病を経験した本地域において、環境省の環境首都事業を活用し、平成25年度よりつなぎ型「安全・安心な食と農」確立事業として、環境への配慮や安全な食や農について考え、意識や知識の向上等を図ることを目的として実施をしてきております。

つなぎFARMにつきましては、安全な食と農、環境を未来へつないでいくための取組として、環境配慮型農業実践塾や環境と健康に配慮した新商品の開発、食の安全・安心に関する講演会、耕作放棄地活用による農村環境の保全、都市物産展への出店等を行ってきております。

成果と致しましては、環境配慮型農業である自然栽培を推進している町としての知名度の向上が見られます。また、環境配慮型農業実践塾の実施による農産物の減農薬、減肥料への意識の向上や、環境と健康に配慮した新商品の開発、都市圏物産展への出店等による農産物のブランド化、食の安全・安心に関する意識づけや知識の向上、耕作放棄地の活用による小中学校の農業体験等による理解や農村環境の保全が推進されてきております。

今後の課題と致しましては、環境配慮型農業である自然栽培等での生産技術と生産体制の整備、認証基準の制定、販路の拡大、ブランド化等についての検討が必要であると考えております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） これまでの取組、成果と課題ということで、つなぎFARM事業では7つぐらいの項目と言いますかね、これをトータル的に実証されていますので、先ほど私が言いました実践塾をやられて、実際取り組んでおられる農家さんが少ないように感じているということで、ほかの部分についてはある程度の成果が出ているということでありました。

次の2番に入りますけれども、2月末に任期を終えられました地域おこし協力隊の小野孝弘さんが、3年間つなぎFARM事業に取り組んでこられました。2月21日に開催をされました地域おこし協力隊員の活動報告会で、小野隊員が3年間の活動の課題として、「栽培技術が確立をされていない、2番に販路が確保できていない、3番に農地が確保できていない、4番目に農業経営の現実が把握できていない」と。これについては、自然栽培農家としての経営に関するものでございます。これら4項目を課題として残しております。

ほかにも課題はあるかと思えますけれども、これらの課題解決に向けて、町としてどのような取組を行っていくのか、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

環境配慮型農業である自然栽培や有機栽培等の取組につきましては、生産技術と生産体制の整備が必要であると思われまます。そのため、生産者の理解等を得ながら、他地域の認証基準等を参考に制定を行っていきたいというふうに考えております。

また、販路の拡大、ブランド化の推進等につきましても、生産者の増加による農産物の安定確保を図り、新商品の開発等による取決めを引き続き支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 課長のほうから回答がありましたけれども、なかなか難しい部分もございます。

自然栽培については、認証基準等は必要ないかと思えますけれども、減農薬、減肥料とかについては国、県にもいろんな基準がありますけれども、町のほうではまだ制定をされていないということで、早急に制定をされて、そうしたら農家の方も生産がやりやすくなるんじゃないかというふうに考えております。

つなぎFARM事業は、とてもいい事業であります。先ほどもありました、全国からも目を向けられているということで取組としてはいいんですけれども、実際生産者としては、結局生活をしていかなければいけませんので、生活できるようなそういった体制づくり等も併せてやっていただければというふうに思っております。よろしくお願いをしたいと思えます。

次、4番の地域商社についてお伺いしたいと思います。

地域商社推進プロジェクト負担金として、令和3年度に2,500万、令和4年度に3,500万の予算を計上しております。

令和5年度に商社の設立が予定されているというふうに聞いておりますけれども、多額の予算が計上されているプロジェクトの中身がよく分かりませんので、地域商社設立に向けた現在の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

地域商社事業につきましては、令和5年度の設立を目指し、初年度となる令和3年度は地域商社のあり方検討など、必要な調査を行うこととしておりました。

現在の進捗状況ですけれども、地域事業者約20名を中心にワーキング会議を設置し、専門家の意見を踏まえながら、これまで5回の検討会を重ね、その必要性については共通認識ができた

ところでは。

具体的な機能や運営体制につきましては、各地の先進事例調査を実施することとしておりましたが、1月からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、視察等が思うように進まず、次年度へ繰越実施を決定したところです。

今後、先進事例調査等を行った上で、改めて一定の方向性を示したいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 令和3年度から取組を行い、20業者、今、5回の検討会を行ったということで、今後、先進事例等を調査をして進めるということでございます。

この地域商社、水俣市に例えるならば物産協会みたいなものなのかなと、販路の拡大であったり、観光振興であったり、いろんなメニューを考えておられると思います。つなぎFARM事業でも、環境と健康に配慮した新商品の開発、都市圏での物産情報発信などやっておりますけれども、今後地域商社において、町の産品や商社プライベート商品の販売促進など計画があると思っておりますけれども、具体的にはどのような産品を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

まず、販売促進計画につきましては、商品開発事業で新商品の開発事業で開発しましたものをはじめ、町の特産品であります柑橘類や海産物を中心に、その認知度を高めることを目的としております。

町内事業者が行います販路拡大事業を支援するとともに、つなぎ百貨堂を中心とした都市圏での出店、またPR事業、またコロナ禍で拡大しておりますインターネット販売の分野も強化をしていくということにしております。

また、ふるさと納税の寄附金の返礼品登録も積極的に行いながら、継続販売につなげたいという考えでおります。

御質問の具体的な商品ですけれども、これまで開発しました商品30品目ほどございますが、主なものを挙げますと、津奈木漁協のバジルオイルやオイスターソース、また、薫製の牡蠣のアヒージョ、それから、亀萬酒造の限定のお酒、そしてつなぎFARMサラたまチームの有機サラたまやサラたまドレッシング、それから、南興ファームのアボカドやパッションフルーツ、それから、つなぎ百貨堂及びスイートスプリング部会のスイートスプリングジュースやマーマレード、それから、平国丸の漬けやハモ、鍋の商品、そして、あん・さんくやアグリ津奈木等の寒漬、餅商品ですとか多々ございまして、そういった商品を開発してまいりましたが、今後もこの開発事業は続けてまいりますので、今後開発されます商品も含め販売拡大をしていきたいと考えており

ます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 今、これまでに開発をした商品30品目ぐらいあるということで、挙げていただきました。

実際、つなぎ百貨堂に行ってみますと、10種類ぐらいしか店頭には並んでおりません。30品目あるんだったら、できれば百貨堂にも置いていただいて、皆さんの目に触れるような形も取られないんだろうかと。そこら辺、町長どんなでしょうか。政策企画課長に聞きますと、商品によっては冷凍、冷蔵とか、そういう部分があつてという課題もあるようでございますけれども、町長のお考えを聞かせていただければと。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） これは、いろいろ生産者がございますので、生産者の努力も必要だろうしですね、つなぎ百貨堂とかですね、いっぱいできれば商品として展示できるのかなという気は致します。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） ぜひ、百貨堂にもその時期時期の商品が全て並ぶようお願いをしたいと思います。

今現在、地域商社推進事業については、地方創生推進交付金が活用されていると思います。令和5年に設立ということで、設立後の運営の方法、財源等について、どのように考えられておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 地域商社の大きな機能としましては、まずビジネスを創出して、そして外貨を獲得し、それから地域内経済循環の促進をしていくということが大きな機能になります。

地域商社では、当然、地域ビジネスを上げて、収益を上げていくということが求められます。最も一般的な基礎的な活動形態としましては、流通型といいます卸売や小売、こういったものになります。流通型を進めますと商品の取扱手数料ですとかで利益を得ることになります。

また、ふるさと納税寄附金の業務委託を受けて、集めた寄附金の一定割合を利益として得る方法などもございます。

また、株式会社として広く資金調達する手段ですとか、新商品の開発資金を得るためにクラウドファンディングを活用するというのも可能でございます。

また、観光や産業振興など公益性を追求することで、公的支援や補助を受ける方法もございま

す。地域商社の収益性と公益性をどのように追及していくのか、様々な方法があり、町が立ち上げます地域商社のサービスや経営体制で得られる収益も様々ですので、そこはしっかりと今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 地域商社設立後しっかりやっていただきたいなというふうに思っております。今現在、町にも地域振興公社がございますけれども、施設の管理運営のみの利用で、実際こういった商品の開発であったりとか、産業振興であったりとかという事業まで回っていないということでありますので、地域商社にもある程度期待をしておりますので、今後町民の所得向上、または町の発展につながるよう取組をお願いをしたいと思います。

今回、総務振興常任委員会で、いろいろ議論した中での質問をさせていただきました。今後、町の農業振興に寄与するような取り組みをやっていただきたいという願いを込めまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 以上で、2番、新立啓介君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） ここで、新型コロナウイルス感染症に関する対策として、議場内の換気を行うため5分間休憩を致します。開始は11時10分と致します。

暫時休憩致します。

午前11時05分休憩

午前11時10分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、本山真吾君の質問を許します。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 皆さん、おはようございます。本山でございます。

朝からちょっとばたばたすることがありまして、うまく、今日は一般質問できるか分からないんですけども、私は私なりに頑張らせていただきたいと思います。

それと、冒頭、ちょっと昨日面白い話が出まして、委員会で今話をもんでいるところであります。委員長報告で一応する文章をみんなで考えているわけですけども、その中で、ある課のある言葉が、勧奨ですね、勧奨という言葉が出ました。それで、委員の中からは、「それ推奨じゃないの」ちゅう話が出ました。いわゆるググってみますと、勧奨とは、その人にとって都合のよいことを勧めることをいうそうです。我々が、議員みんなが委員会で言ったのは、推奨、あなたのためになるから勧めるよという言葉で、その辺が、私たちの政治的な思いで言う場合と、行政

側の勤めたいという気持ちの違いがいささかあるのではないかと考えております。

古くは、仁徳天皇の話になりますけれども、「民のかまどはにぎわいにけり」という言葉もございまして、どうかその辺も酌んでいただいて、よりよい津奈木町になるように、今日も一般質問をさせていただければと考えております。

それでは、通告書どおり、質問を順次させていただきたいと思っております。

現在、国の政策として、みどりの食糧システムの戦略という政策が去年の5月に出しております。

1番ですが、その政策によりますと、計画がですね、2050年までに耕作面積に占める有機農業の取組面積を25%にするという目標を掲げておられます。それを踏まえまして、本町においては、平成25年からつなぎFARMに取り組んできたと思います。まさに時代の先駆け、先駆者的な取組を行ってきたのではないかとと言えるのではないのでしょうか。

まず、今回は、つなぎFARMの定義と現状をお伺いしたいと思っております。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えをいたします。

つなぎFARMは、正しい食と農、環境を未来へつないでいくための取組と定義をしております。

「津奈木の豊かな自然を将来に渡り残したい」、「未来の子どもたちへ正しい食をつなぎたい」そのために、環境に配慮した農産物の栽培と食の安全・安心、自分自身や子供たちの健康について考え、意識し行動していくことです。

具体的な取組といたしましては、環境配慮型農業実践塾や環境と健康に配慮した新商品の開発、食の安全・安心に関する講演会、耕作放棄地の活用による農村環境の保全、都市圏物産展への出店等への取組があります。

今回の質問であります環境配慮型農業につきましては、農薬や化学肥料等を一切使わず、微生物や菌類など自然が持っている力を最大限に引き出して行う自然栽培と減農薬や減肥料等による有機農業等を指しております。

現状として、把握しております生産者といたしましては、講習会の参加者が10名、生産者が7名、作付面積として約2.7ヘクタール、収量、収入金額については不明となっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 説明頂きまして、実はですね、実はですねちゅうか、私も広報のほうを議会で担当させていただいて、政策企画課の田北君が、名前出していいと思いますけれども、こういう津奈木の広報誌で、県で2部門にわたって非常に優秀な成績、トップを取られまして、すごいなと思って、この場を借りて議事録のほうに情報載せとかなと思ったんですけども、そ

の中に、2ページ、3ページ、ここに、それから、あと見開きで6ページぐらいは追加されとったと思いますけど、恵みをつなぐ、つなぎFARM特集ということで掲げております。

この文面を読みますと、

「この土地で生まれる恵みを大切に、未来へつないでいきたい」生産者の思いをつなぎ、「つなぎFARM」は生まれました。町と生産者、物産館が連携し、肥料や農薬に頼らない「自然栽培」や「減肥料・減農薬栽培」に力を入れています。農地を守り、環境を守り、愛情たっぷりに育てた農産物を、子どもや孫、その先の未来へ。真心とともに、つないでいきます。ということで、冒頭紹介をされております。

実は、先ほど、新立議員から環境配慮型農業ってどうなのかって言われましたけど、私自身はですね、一応はお伝えしておきますけれども、環境配慮型農業の実践塾には、初期段階から非常に参加しているのは多いほうでありまして、実は、ここに載っているこの写真はうちの農園の写真だと思えます。そのくらい、私は、一応理解はしているつもりです。

そのことを踏まえまして、いろいろと今日質問させていただきたいと思うんですけれども、国が、今、みどりの食糧システム戦略ということで、非常にこう、大々的に、30年後先になりますけれども、25%の面積を有機農法に変えるんだよというようなことでうたっております。

非常に、一応リアル農家の中に入ると思うんですけれども、大胆な政策といいますか、何の裏づけがあってこのような政策が出てくるのかちゅうのが非常に興味があるところなんですけれども、その中で、有機JAS認定だとか、ここには書いていませんけれども、エコファームですかね、エコファーマーですか、それとか、そういう有機農業に関する各種補助等がもう既に、時代の先駆けと先ほど1番で言いましたけども、平成25年の以前の23年から、国のほうではそういう方向にどうも行ってみたいと思います。

そこで考えますと、つなぎFARMのやっていることが非常に先進的、そして、自然栽培、有機農法にするのならば、当然有機JAS認定にはできるのではないかと。また、そうすることによって、より、つなぎFARMの商品が日本国中広がっていくんじゃないかと思うんですが、その辺はどう考えているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えをいたします。

有機JAS認定につきましては、JAS法に基づいた生産方法に関する規格で、農林水産省に登録された第三者機関である登録認証機関へ申請し、検査、認証を受け、認証をされた生産者や事業者は有機JASマークの使用が認められております。

認証を受けるためには、生産工程管理記録として、生産から出荷までの工程を日々記録し、圃場等の基準に関する実地検査等を受けなければならないと、検査、認定、認証は毎年必要になります。

本町で、有機JAS認証の取得者にお尋ねをしましたところ、認定取得の問題点としては、作業日誌や伝票等の記録や管理、有機栽培技術の確立等についての課題があるということでした。

そのため、つなぎFARMで生産された農産物については、有機JAS認定、認証制度ではなくて、独自の認証基準を定めていきたいというふうに考えております。

また、町の方針として、有機JAS認定を取得するよう農業者に勧めるつもりはないのかについては、周知等については行いますが、生産工程管理記録等の作成や毎年の申請が必要になりますので、各個人の判断に委ねたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 今、町では、この先、その路線に乗らないというか、考えてはいないような答弁だったと思いますが、1にまた遡って、農家所得の問題ですね、私なんかは、実際農業をするに当たって、まあ、誰にもですが、まずは飯が食える状態じゃないと事業そのものの経営が成り立っていきませんので、その辺をよく考えないといけない。そうすると、有機JASに沿った、あるいは安全・安心、無農薬・無肥料といったような農業形態ですね、経営をすればするほど矛盾が生まれてくるのが現状ではないかというのが私の思いと結論です。

ですから、このつなぎFARMも含め、有機JAS、エコファーマー、あるいはGAPはまたちょっと生産管理の記録みたいな形になるんで違いますけれども、現実是非常に厳しい。特に、恐らく、恐らくというか、農林水産省のホームページをば一っと見ますと、そのことについては結構2つに分かれる部分もあります、正直言って。

日本全体の農業、国内で消費される商品の金額ですね、それが大体10兆円ぐらいだと思います。うち、柑橘は、ちなみに、8,000億円ぐらいだったと思います。そのうちの1.5%ぐらいがいわゆる有機農産物として、今、流通されているような状態です。

そして、ユーチューブなんか見ますと、非常に熱心に無農薬栽培とか自然栽培とか、そういうものについて、自分はこう取り組んでいるんだよということで、自らが宣伝をされている方もたくさんいらっしゃいます。ただ、その中には、なぜ有機農法、あるいは自然栽培をやめたのかと、あるいは、やっぱりやらないほうが良いと思いますよとか、その根拠についてもとにかく詳しくやっておられます。

私が、町自体の今の施策のやり方を考えたときに、その辺がよく考えてから、このつなぎFARM、あるいは自然栽培、無農薬、肥料は減らしてもいいとは思いますが、そういう感じになっているのか、非常にいじじになっている部分があるんじゃないかと心配をしているところですね。

特に、ちょっとあれですけれども、先ほど新立議員のところでも言われましたけども、子供に

そういうやり方を伝えるみたいな形で言われましたけど、じゃあ、農薬のこと、肥料のことについてちゃんと事前にメリット、デメリットを話してんのかなと。ただ、一日時間を取って、時間帯で、無農薬栽培ですよ、いいですよっていう触れ込みだけで農業を語っていないか。その辺はもうちょっとリアルなところを伝える必要があるんじゃないかと多々思うわけです。

もう、有機JAS認定はできないのかという質問に対して、するつもりはないということですから、それはもう仕方がない話だろうと、こちらのほうで解釈をいたします。

③に行きます。つなぎFARMは、環境配慮型、究極的には無肥料無農薬を進める自然農法と認知をしております。いわゆる民間農法ですね。現在、津奈木町で行われている農業のほとんどが慣行農業であると思います。農薬や肥料を使う一般的な農業者とのトラブルが発生する可能性もあります。これは、先ほどもちょっと言いよったんですけれども、非常に農薬の管理とか農作物の生産に対しまして、特に農薬に関わる部分については非常に厳しい縛りがあります。

誤った方法で市場に流通させたり、あるいは使ってはいけない農薬を使ったりというような形をした場合には、たしか懲役3年、罰金が1億ぐらいの違反になるんじゃないかというぐらい、非常に今気を遣って農家もしております。慣行農家は。

ところが、本町で、もしこのまま無農薬を進める、自然栽培を進める、あるいは違う商品を進めた場合ですね、それを無農薬、自然栽培とうたったときに、近隣に、狭い町ですから、空いた農地にたまたまその人が入ってきて、隣ではあるいはミカンを作っている、米を作っている、野菜を作っている。商品化するためには農薬を使わばいかん、で、露地で農薬をまきますよね、そしたら、たまたま風向きがその人の農地に行き行って農作物に触れた、そして、その状態で出荷をしたら、無農薬、自然栽培をうたっているのにかかわらず、農薬の反応が抜き打ちの検査で出てしまったというようなトラブルがあると思います。

「奇跡のリンゴ」で知られる木村秋則さんやっただですかね、北海道の方なんですけど。あの方のストーリーを模したといいますか、実話なんですけど、映画もありました。非常に近隣の方とトラブルになった。また、北海道では、20年ぐらい前だったと思いますけれども、全く、今言ったように無農薬栽培を目指す人、そして、片方では慣行農法で見かけも味もいいリンゴを作ろうという人の間で実際裁判にまでなりました。

そういうことを踏まえて、町としては、そういうことに対してどのような考えを持っているのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） それでは、お答えをいたします。

つなぎFARMの定義といたしましては、正しい食と農、環境を未来へつないでいくための取組としており、その中の取組の一つとして、環境に配慮した無農薬や無肥料の自然栽培と減農薬、

減肥料等の有機栽培について取り組んできております。

しかし、本町における農業につきましては、通常、一般に行われている慣行栽培が主流であり、中心的な役割を果たしておりますので、本栽培を中心として自然栽培や有機栽培との共存を図っていくことが必要であると考えております。

その中で、自然栽培については、農薬や化学肥料等を一切使わず、微生物や菌類など自然が持っている力を最大限に引き出して行う栽培方法で、農薬や肥料の流入等を避ける必要等があるなど、一般的な栽培が必要ではないかと考えております。そのため、農業者個人の判断になると思いますが、町としては、自然栽培と慣行栽培の農地は集団化によるすみわけが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） うーん、まあ、あまり、その、根本的には解決は難しいんだろうなと思います。

重ねて言うことになると思いますけれども、農家の立場で言ったら、まず、今現在やられている農家さんはほとんどの方が、恐らく、できたらそりゃあ農薬かけんほうがいいよねみたいな感じで思っている方が多いし、また、実際データ的に見ても農薬をかけた、農産物に対する薬なものだけなんです。農毒じゃないですから。消毒は毒を消すを言いますので、決してその毒を振りまいているわけじゃない、そして、恐らくこの自然農法、あるいは環境に対する配慮とかいう形で今農業が多く語られておりますけれども、「沈黙の春」やったかな、というアメリカの女流作家の方が農薬のことについて書かれた本が一大ブームとなりまして、環境問題というか、農薬についての議論に火がついたような形で今現在なっております。

今、現在使用されている農薬は、農林水産省のホームページや日本農薬学会などのホームページを見ていただければ分かりやすく書いてありますけれども、ほとんど人体に影響するような農薬は使われておりません。これは事実です。

実際ですね、恐らく消費者の方が心配されるのは分かりますが、まず最初に、農薬による健康不安とか、健康が著しくおかしくなったというような場合には、農家自らが、恐らく発がん性物質だったらがんにもなりますし、あるいは皮膚病とかそういうのになるというような形であると思います。

今の農薬のレベルは、はっきり言ってそれほど心配するレベルではありません。一部の方が思い違いをしとるのではないんだろうかというのが、私、農家としての立場からいったらそう思います。

ただ、この地域というのは、水俣病関係で、公害関係で非常に悩まされてきた地域でもありま

す。特殊性も、ちょっと普通のところとは違う。私自身もですね、20代のときだったと思いますけれども、水俣のもやい直しの隣の文化センターですね、今、何というか分かりませんが、あれで、水俣病の50周年事業があったときに、その50周年記念事業で、津奈木町を代表して水俣病のことについて語った一人でもあります。

ですから、そのことを踏まえ、この町が持つ特殊な事情といいますか、思いというのも十分分かりますし、世の中の流れが環境に対して厳しくなっている中、津奈木のまちおこしの一環として環境に配慮した農業をしたいという気持ちは分かるけれども、それでも、経営ですね、町民の皆様がお金をきちんと稼いで所得を上げるという行為については、はっきり言ってプラスにはならないじゃないかなというのが、私の正直な気持ちです。

そういうこともありまして、これはもう結論から言って、結論が出ないというのが結論だなと思うわけですが、町長にはまだちょっとお話を聞いていませんので、そのことを踏まえて、町長はどのように思われているのかお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 担当課長が答えたとおりだと私も思っております。

慣行農業が津奈木としては主流だろうと、そして環境に配慮した農業とはサブ的なものだろうというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 環境に配慮するもの大事ですけれども、何よりも町民の所得向上につながるような施策をどんどん打っていかないと、この町自体が沈んでしまっただけではどうにもなりませんので、その辺は今後の予算づくりや施策に十分反映していただきたいと、そう願う次第であります。

2番目の質問に移らせていただきます。

移住・定住者向けの農地の確保の状況について、まずはお伺いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えをいたします。

移住・定住の相談については、政策企画課で対応をしておりますが、そのうち、就農希望等の相談については、関係課で連携して対応していくようにしております。

農地についても、情報収集に努めることにしております。

なお、芦北地方農業振興協議会では、県、市町、農業委員会、JAによるプロジェクトチームをつくり、農地情報を共有しながら農地の確保と移住、就農希望者とのマッチングを行っておりますが、現在、本町での園地の確保はできていないということになっています。

また、熊本県では、くまもと農業経営相談所を開設し、農業継承に向けた取組等への支援体制

も整備をしてあります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 非常に難しい問題だと思って質問をしておりますので、ちょっと心が逆に痛む部分もあるんですけども、実際ですね、今現在、平国に夫婦1組の方、それと大泊地区にもう1組の方が大阪と山口県やったですかね、からそれぞれ来ておられると思うんですけども。

最近、ミカンのことについて話をさせていただく機会がありまして、直接お話を聞いたんですけども、どうですか、ということで農家としての状況を聞いたんですけども、非常に、思っていたよりも厳しいもんだと、自分的には農家の経営はそもそもが厳しいですから、そりゃ思うごとはいかんかもしれんですよ、ちゅうな形で受け答えをしたところであります。

ただですね、安易に移住・定住を勧めるというのもいささかどうなのか。今現在、津奈木町で農業としてなりわいをしている人が、本当に豊かな暮らしをしとって、それでその状態で担い手が不足しておりますので農地に入って、どうですかみたいな感じになると思うんですけども、今の話では農地の確保の状況もままならないちゅうな話ですし、どうなのかな。せめて生活ができるぐらい、今、これは国の政策やったんですかね、150万円くらい、50歳以下の方に就農してもらう場合には来るような話だと思うんですけど、もうちょっとこう、サポートをして生活が安定できるような形でしてやらないと、なかなか難しいんじゃないかなと思うところであります。その辺はどう考えられておられますか。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えをいたします。

国の制度といたしましては、青年等就農計画の認定を受けますと、先ほど議員述べられましたように、農業次世代人材投資資金の交付が受けられます。

また、本町独自の制度としては、農業後継者・新規就農者育成支援事業としまして、就農奨励金や農業用機械等取得補助金、農業体験事業補助金等により支援を行っております。

栽培技術等の相談につきましては、JA、農地等の相談等については、県・市町農業委員会、JA等の関係者と連携を取りながら対応をいたしております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 連携を保ちながら、ほかの県とJAも含めてやられるということなので、津奈木町独自でちゅうのもなかなか難しいかなと思うんですけども、今言われました新規就農者向けの補助事業の中に、農業用資材購入補助事業が少し、前回よりもかさ増しして

上がっているようですが、ちょっとこれは新規就農の状況といたしますか、新規就農者に対しての質問とは関連していれば関連しているみたいな形の質問になるんですけれども、例えば、この200万の金額について、②番に環境配慮型農業に取り組むための資材の購入補助を行うよということで、この主要施策事業調書のナンバーが50で、ページ数は54かな、そういうところにあるんですよ、農業用資材購入費の補助事業ということで。

それで、これにはですね、有機質肥料、酵素、マルチ等を補助しますよ。対象者は認定農業者、認定新規就農者、家菜つなぎ隊、直売所と出荷農家となっております。そこで、大まかですね、これはいい施策だなと思ひまして、認定農業者が含まれていますんで、先ほどから、私なんかの立場は、もちろん今地元で頑張っておられる農家の方の所得の大幅な増加につながればいいんじゃないかなと思うんですが、このときの有機質肥料ですね、これは何を指すんですかと思ひまして。ちょっと難しいですね。

例えば、化学肥料を一切含まないというのであれば有機なのか、一部化学肥料を含んでも有機というのか、その何を根拠としてからこれがあがっているのかちうのが分かれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えをいたします。

ここで出ています環境配慮型農業に取り組むための資材の購入費の中で、補助対象経費にそういう取組を進めていかれる場合には補助対象といたしております。

有機肥料の定義といたしましては定めてはおりませんが、環境に配慮した農業に取り組むということが申請していただければ、それを補助対象といたしております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） そこでまた、環境配慮型農業とは何だという話になると思うんですよ。今の説明というか、話の流れでいったら、より自然農法に近いとか、肥料はあまり使わないとか、農薬は使わないとかちゅうのが環境配慮型、ところが、それを全然使わないのか、どのくらいもつのか、それと、対象者が認定農業者も入っていますけど、先ほどの質問の流れからいきますと、つなぎFARMを主に考えたとき、今7名ぐらいでたしか活動をしているよというような話がありましたんで、対象者自体が7名に絞るのか、そういう問題がいろいろ出てくると思うんですよ。その辺はどう思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えをいたします。

環境配慮型につきましては、現在、認定農業者さんとかの中でも、あくまで慣行農業が当然うちの主流ですので、そちらを主にした中で、その他の分野として共存できる、そういう減農薬と

か自然栽培とかに取り組まれる人たちを対象と考えております。

そういう取組に対する助成を強めていって、一緒に両方の農業が成立するような形で進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） この問題というのはですね、あまりに基にかかっているその思惑がですね、まず本流が、今の発言の中に、環境配慮型が本流だっち言わすと、じゃあ、みんながそういう方向に行かんといかんのかちうような問題も出てきますし、そもそもが経営が成り立たないと思うんですよ、私なんかは。実際、実績は出とらんじゃないですか。だけど、それはそれでいいと思うんですよ。ただ、認定農業者が入るとじゃなかですか、そして、恐らく減肥料とか減農薬になったときに、じゃあ、どのくらい下げればその環境配慮型に入るのか、あるいは化学肥料は使わないちゆう定義でいったらそうなるのか。

ちなみに、昨日ばたばたしてから、恐らくその環境配慮型になるであろう、使われる肥料のデータをJAにお願いして出してもらったんですよ。そして、これは水稲、野菜、果樹、全部合わせて津奈木支所内で販売されている金額、金額というか数量なんですけども、津奈木の支所で水稲、野菜、果樹に使われている化学肥料を一切含まない肥料が、金額ベースで613万ぐらいなんです。大したこともないというか、多分コメリさんとかナフコさんとか近隣にホームセンターさんですね、まあ、あるいは水光社さんもありますけれども、肥料を扱うところは結構あると思うんですけども、そういう流れの中で、こういう、今現在使っている人は含まれないのか。その辺はちょっとはつきりさせていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） あの、今、本山議員、今3番目ですよ。

○議員（4番 本山 真吾君） はい。

○議長（川野 雄一君） 要するに、芦北地方農業振興協議会では、慣行農業かな、しかし、津奈木の場合は、本町で自然栽培を進めた、移住・定住を促進するのか、それはもう答えは出たですね、それに。

○議員（4番 本山 真吾君） はい。

○議長（川野 雄一君） 本山議員がおっしゃっているのは、環境配慮型は、こうだよとして、実際は、もう認められた農業の肥料、農薬を使っているということに今、入っていると思いますので、この3番目の質問は一応オーケーでいいんですね、さっきの答えで。

○議員（4番 本山 真吾君） そうですね、はい。

○議長（川野 雄一君） ただ、今、もっと詳しく、農薬を使うのか認定農業者がそういう、JASとかこだわったならばできないんじゃないかというのに、今入っていますから。

○議員（４番 本山 真吾君） はい。

○議長（川野 雄一君） 多分前は、後継者ですね、サポートはするかと言えば後継者に15万かどしこ出すとって心配されているのは、もっと認定農業者にそういう厳しい条件を押しつけた場合は、なかなか難しいよという解釈でよかったですかね。その辺に答えは求めるのかどうか。そこまではもう答えが3番で出ていたと思うんですね。これはそういう詳しいあれではやらないということで、単純に、どういう質問かもう1回言っていただければと。

○議員（４番 本山 真吾君） はい、分かりました。

○議長（川野 雄一君） ４番、本山真吾君。

○議員（４番 本山 真吾君） 今、答弁にですね、ちょっと分からないような質問をしたかと思えますけど、要は、自然栽培を進める、あるいは有機農法を進めるというようなのが、さっき本筋だと言われましたので。今、言われましたように、認定農業者というこの事業を含めると、認定農業者自体が今の経営状態では、いきなり収量が下がったり所得が下がったりするやつを取り入れるのは難しい。片や経営的には非常に誰もがきつい思いをしていますので、そういう中で、この肥料代だけじゃないんですけれども、そういうのに対してから補助を考えていないのか。新規就農者にかけたようなところもありますけれども、お願いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩入れます。

午前11時52分休憩

午後0時00分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 今、議員質問のありました環境配慮型につきましては、補助要綱等にありますが有機質肥料とか酵素、マルチ等の環境配慮型の農業に取り組むための資材の購入等に対しては、助成を行うようにしております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ４番、本山真吾君。

○議員（４番 本山 真吾君） なにせですね、みんなが困っているような状態でありますので、ひとつ、環境に配慮するような形で農家も頑張ると思いますが、サポートをしていただければと思います。

最後ですね、省力化機械導入について、入らせていただきたいと思います。

昨年ですね、令和3年の9月議会で、私から農家の省力化や耕作放棄地対策も兼ねて農業者の所得向上と農業支援策としてですね、農業機械の共同への補助政策について質問をしたと思

ます。そのとき、無理やりですね、町長のほうには検討しますということはいいただいたつもりなんですけれども、検討はされたのでしょうか、どのような内容だったか教えてください。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

平成22年度から、水俣芦北地域の果樹産地協議会が事業主体となり、各選果場に1台ずつ合計3台のウッドチップper貸出事業が実施されておりました。平成30年度に、故障により全部処分された事例がありましたので、そのときの問題点について検討を行いました。

管理上の問題点としては、使用時期が重なること、利用者の使い方により故障等が発生しやすいこと、修繕や更新等を考慮し運営した場合、使用料金の検討が必要であることでした。また、管理上必要な事務局についても、JAに置くこととなると保管場所等の問題があり、困難であるというふうなことでありました。

以上の結果等を踏まえた上で、使用時期や維持管理の問題等があるので、本年度予算への計上は行っておりません。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 検討はしていただいたということで、ありがたいと思うわけなんですけれども、根本的にはですね、今言われました機械の台数の問題であるとか、使い方の問題であるとかちゅうのは、解決ができるんじゃないかなというのが私の考え方ですね。と、この立案と言いますか、問いかけはですね、そもそものところで大体突拍子もない質問じゃないかと思われるかもしれませんが、現在、そのときの質問でも言いましたけれども、自治体本体ですね、行政本体でやってるところもあれば、農業委員会が主になってやっているところもある、JAがやっているところもあるということで、別に作った話じゃないわけですね。実際、事例があるということで、やると。それと、それを入れることによってですね、例えば高額な、さっき言われた壊れたちゅう話はチップperシュレッダーですね、枝をかみくだす、細かくする機械の話をされたと思うんですけれども、恐らくですね、一般の農家が使うものを何倍も使うペースでやって、人気の商品だったもんですから、商品というかレンタルだったもんですから、非常に評判はよかったですね。ただ、もたなかった。その中に、使い道が荒かったとかそういう問題が出てきます。それは、例えば台数を逆に増やすとかですね。そのときは、旧選果場単位で1台ずつあったんですから、津奈木だけでも果樹農家は130軒ぐらいいは、まだ果樹部会員はおりますので、言ったら130軒分ぐらいい、もし全部そいば使ったら、同じ日にやったら最大で130台なからんば、つまらんちゅうような話なんで、そもそも1台で回そうちゅうのが無理なんじゃないのちゅうのも出てくると思うんですよ。

それと、今現在、シュレッダーに関して言えばですよ、例えば苗木の剪定処理なんかがですね、どこで処分をしますか。山がある人は、自分の山だったら捨てるに行ってもいいかもしれんけど、昔だったらですね、堂々と庭先で火つけて燃やせばよかったけど、今の状態だったら火をつけたら、直ぐ有線放送で流れるじゃないですか。そういう感じで、世の中が厳しくなってきたでしょ。そういうときに、縛りがなくて町民だったらみたいな感じで、シュレッダーに関して言えば、シュレッダーを何台か用意するような形で、農家も使える普通の人も使えるみたいな感じにすれば便利じゃないか。

圃場政策でいったら、その個人とか、そういうのには集中して補助ができますけれども、中には、例えばコロナの影響もありまして、私自身も実は、あまり言うべきじゃないかもしれませんが、130万ぐらいのシュレッダーを購入致しまして、国の温かい手厚い政策でですね、100万円ほど補助をもらいました。30万ぐらいでそういう機械をいただいて、非常に仕事はかどるし、便利だということもありますし、まあ、貸してくれと言われれば貸すような形でやります。

だけど、多くの人が、まあ何べんも言いますけれども、所得がないような中で、そこ二、三十万の金をですね、工面するのも本当困っている方もおられると思いますし、低額の料金でみんなが使えるよというやり方もいいのじゃないか。そして、有機栽培を進めるという方針にしても、例えば必ず省力化と相反する栽培方法だったんですね。

地域おこし協力隊の小野隊員が古中尾で実践をしましたけど、ああいう、あの田んぼの除草機ですね、除草剤を使わないでできるような機械も高額ではありますけどレンタルできるよみたいな感じだったら、それこそ自然農法や有機栽培について非常に有効にプラスになる。何よりも、多額な資金を用意しなくていいちゅう面と言えばですね、みんなが喜ぶような政策にはなるんじゃないかなと思うわけです。

ぜひですね、これはまた再考をしていただければうれしいなと思いますので、まあ、再考をしてください。検討をですね、していただいて、もう何べんでも聞きたいぐらいの政策なんで、よろしく願いをしたいと思います。

そしてですね、②に行きます。

農家負担をですね、とにかく減らさなければいけません。もう、高齢化も進んで、あるいは所得の向上とかにも全然なっとらんような状態なんで、とにかく農家の負担を減らして経営を維持しなければいけません。そのためには、農地の集積化を進めてから、やりやすい農業をする農地の確保も必要なんですけれども、省力化に関する機械導入は欠かせないものだと思います。

ここに書きましたのはですね、中山間直接支払制度ですか、あれを利用して、地区ではですね、豊富な資金力があつたところは、それこそ機械一式、まあ先ほど言いましたチップーシュ

レッダーも、草払いをするモアも、そして米作りに関するコンバイン、トラクター、ハーベスターですかね、そこまでそろえられてるところもあります。

ところが、中山間地域のその直接支払制度でされてるところでもですね、規模が小さいところはなかなか思うように機械化、購入はできません。

そこで、省力化導入のための補助事業を常時、新設していただくことはできないのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

国庫補助事業や単県事業での活用による導入の支援で、今後も検討をしていきたいとは町としては考えております。

現在までも、その一部負担につきましては町のほうもやっておりますので、その中で今後もその方向での検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） ようは、裏補助と言うんですかね、国からのそういうキャンペーンみたいな補助があったりとか、特に2年前ですか、緊急対策としてコロナの影響で作物がどうしても売れないと、所得が減ったところに対しては、確か町のほうでは上限80万の4分の3かな、そういう補助があって、非常にこういう助成をしていただければですね、補助をしていただければ、農家は本当助かるなあと身に染みて感じております。

さっきも言いましたけれども、津奈木町の基幹産業は農業である、あるいは第一次産業は基幹産業であると町長も所信表明でですね、毎回のように言われております。ここはですね、より思い切った政策を掲げていただいてですね、そういう明日につながるような農業、第一次産業政策に打って出るべきじゃないかと、私なんかは思うんですけれど。

ここで、町長の話聞いておきたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、日本の考え方というのがゼロか100かと、どっちかという話になってきますけども、今私の、この機械補助に関しましては、やはり先ほどありましたとおり、その何名かの方が集まって、あるいはどこの置くとか、あるいはどういうふうに使うとか、あるいは高齢者が使えなかったら誰が補助してやるとかですね、そういうのが決まりますと、非常に税金の使い方としてもいいのかなと思いますので、例えばその受益者がどれだけ負担して、あるいは町がどれだけ負担して、あるいは県がいくら負担するとか、そういう検討をしたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 本当に温かい言葉をです、いただきまして、検討をぜひしていただいて、より良い生活がみんなができるような形で押し進めていきたいと思う次第であります。

まあ、今言われましたゼロか100かじゃなくて、中庸という言葉もありますけれども、何よりもバランスも必要でありますし、できないことをやれと言われてもできないだろうしですね。だけど、今朝がたですね、農業政策に関わるところで、最後思いつきだったもんだからですね、20年、10年前の農林水産、農業費ですね、農業費ちゅうか農林水産費ですか、項目が何番ですか、6番ぐらいだったかな、なるのですが、その大体決算ベースとかで予算書10年前のやつと20年前のやつをちょっと調べたんですよ。そしたら、20年前は多分今の倍ぐらい農林水産の予算で上がってたんですよ。で今年上がってる、その予算もしくは令和2年度の決算報告書を見ると、10年前とほとんど変わらない。しかも、それはコロナがあったりとか、災害があった年で、農林水産業に関わる予算はその程度なんですよ。

ところが、20年前は今の行われている予算のつけ方、決算に載ってる予算執行の仕方というので見れば、倍ぐらい仕事をしてるはずですよ、金額ベースですね。だから、本当にこの町をどうにかせんといかん、その中でも農林水産業、第一次産業はちょっと手厚くやって、基幹産業として独り立ちできるようにせんばいかんちゅうたら、やっぱり今の時期というのはどうでしょう、力の入れどころじゃないかなと私は思います。

本当、話ばかり長くなって、いつも御迷惑をかけておるかもしれませんが、思いは強いものがありますので、ひとつ酌んでいただいて、今回の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 以上で、4番、本山真吾君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 午後は13時より始めます。

暫時休憩致します。

午後0時15分休憩

午後1時00分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、澤井静代君の質問を許します。6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 皆様、こんにちは。お疲れさまです。今回は午後まで持ち越してしまいました。最後の一般質問です。よろしくお願い致します。

6番、澤井静代です。議長の許しがありましたので、先日通告書を提出したとおり、順次質問を致します。

世界中が新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願い向き合っている中、まさかのロシアによるウクライナ侵攻、日々流される映像に心を痛め、平穏な日常、平和の大切さをかみしめています。

それでは質問に入ります。今回は1、美術館事業について、2、改善センターのトイレ改修について、3、防災・減災対策についての3項目を質問事項として通告しています。

1の美術館事業について質問を致します。

まず、令和4年度のつなぎ美術館に関する事業予算です。主要施策では、展示室照明改修工事1,213万7,000円、冬の企画展643万5,000円、その他展覧会101万6,000円、春の企画展1,118万4,000円、夏の企画展10万2,000円、秋の企画展708万7,000円、入魂の宿管理運営事業419万9,000円計上されています。

津奈木町では、水俣病の発生による公害被害地域というイメージからの転換を図るため、町全体を美術館とする町全体構想に基づき、美しい自然環境とアートの調和による住みたくなるまちづくりを進めているという文言が示されます。

それでは1の質問の要旨です。平成13年につなぎ美術館が開館し、平成20年度から住民参画型アートプロジェクトに取り組まれているが、本町は昭和59年に「緑と彫刻のある町づくり」をメインテーマに掲げ、取り組まれてきた経緯があります。美術館の今後の方向性について伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

美術館の設置目的は、社会教育施設として十分に機能し、町民の文化振興に寄与することであり、また、町の魅力を発信し、交流人口や関係人口の増加を図りながら、多くの人に訪れてもらえる施設として機能することです。38年前に始まりました「緑と彫刻のある町づくり」は、町の文化政策の原点でもあります。住民参画型アートプロジェクトで扱います現代アート作品は、時代や社会を映し出す鏡とも言われますが、つなぎ美術館のこれまでの取組も社会と密接に関わる先駆的な活動として評価され、2020年の武蔵野美術大学の入学試験や今年の放送大学の教科書で取り上げられるなど注目を集めるまでになりました。今後も社会教育施設と集客施設の機能の両立を図りながら38年間の蓄積を生かし、美術を通じてではありますが、町はもとより世界の人々の未来を考え開くことができる美術館として活動してまいります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 私自身、美術館ができる前、そういう委員として一緒にああでもないこうでもないと言う意見を、出し合う場にさせていただいた一人でもあります。つなぎ美術館の元々っていうのは、水俣病の発生により疲弊した地域住民の精神的な癒しを実現するとともに、公害被害地域というイメージからの転換を図るため、まず、「緑と彫刻のある町づくり」をメインテーマに掲げ、町全体美術館構想に基づいて野外彫刻が設置をされたと思っています。

昭和60年11月、あけぼの橋が完成し、岩野勇三作、彫刻「爽風」が設置されました。昭和62年10月、津奈木大橋完成により岩野勇三作、彫刻「薫風」が設置されました。昭和63年11月、茜橋が完成し、岩野勇三作、彫刻「風ん子」が設置されました。この3体を、家族をイメージして設置されたと記憶しております。最近では、その、「緑と彫刻のある町づくり」のメインテーマが聞かれなくなり、なんかすごく最初の基本っていうんですか、そこはどうなったのかなっていう思いでおりますが、そこら付近はどのように捉えていらっしゃるのかお願いできませんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 38年前に始まった「緑と彫刻のある町づくり」ですけれども、時代の変化とともに、公共彫刻を取り巻く社会の評価というのが変わりつつあります。裸婦像が当時は美術的な評価を得て、橋を渡るたびに「爽風」を眺めたり、また「薫風」を眺めたりということで、それぞれの文化の住民のための文化振興ということで取組を進めてまいりましたが、今となりますと、果たしてあの裸婦像が日常に目に触れるところにあるのがどうなのかというような、時代とともに、見方も変わってきているところでありまして、なかなかそれを前面に出して、子供の像や女性の裸婦像を前面に出して進めるという政策は、はばかれるところも出てきているのかなという気はしております。現代アートで最近では、方向を時代の流れに沿うような現代アートで、町のアートを進めているような状況であります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 時代が変わったということをおっしゃいましたけれども、でも、芸術家の作品ですからね、それを、裸婦像をどう見るのか、それは人それぞれだろうっていう思いもします。もともと設置当時といいますのは、本物を常に目にする、それでその情緒を育てていくっていうんですか、そういう面があったと思うんです。だからその基本があって、今につながっているんだと思うんですが、最近ではその予算の関係もあるのかもしれませんが、水俣病で苦しんだ地域には変わりありませんが、そういうのが水俣市よりその何ていうんですか、津奈木のほうがそれに特化して取り組んできているんじゃないかなという思いもありまして、水俣市自体、水俣病を、水俣っていう文字を使ったことで、すごく苦しんだ時代もあったんですよね。

私自身あの48年に信用金庫に就職をしまして、水俣が本店だったんですが、いろんな思いをした経緯もあります。そして私自身も海岸生まれの海岸育ちです。どっちかと言ったら芦北町ではありますが、水俣病の多発地区に入るのかもしれませんが。そういうところで育ったので、将来的には語り部でもできるぐらいの経験はしているんだろうと自分では思っています。

そういう中で令和3年度にはユージン・スミスさん、アイリーン・スミスさんの写真展が記念事業として開催されました。そしてその写真が寄贈されたとのことですね。で、そういうの今後どのように活用されていこうと思ってるのでしょうか、これ町長にお伺いしたいなと思います、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） せっかくあります資源といいますか、有名な方のユージン・スミスさん、あるいはアイリーン・スミスさんですね、の方々が撮られた津奈木町の風景、あるいは近辺の風景、それを時代の写しとして、そしてまたそれを後世に伝えていくという意味で、つなぎ美術館に展示をしたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） そういう何ていうんですかね、現代アートにしる、時代の変化によって、いろんなものが変わっていく、ましてそういう大事なこと、アイリーン・スミスさんの写真とかが、すごくその当時の時代を写す大事なその写真だとは思っています。そういうのを後世に伝えていく、津奈木を気に入っていただいて、津奈木に寄贈していただいたんですから、今後展示をしていく、そういう義務も出てくるんだろうなとは思いますが、まず、なぜ最初掲げていた「緑と彫刻のある町」、今後そっちのほうは置いた新しい現代アートといいますか、現代アートについては、私的な個人的な考えですけど、スポンサー的に行政がなくなってしまわないのかな。2番のその質問の要旨に入ってきますが、いろんな作品が制作をされていますが、今後の維持管理ですね、こういうのについてどのように考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

作品は美術館の収蔵庫に保管される絵画等の作品と野外彫刻などの屋外に設置されております作品に分類されます。収蔵庫で保存される作品につきましては、定期的に公開をしながら、また適正な温度湿度管理の下で保管されております。また屋外の作品につきましては、制作しました作家の了承を得ながら専門的な知識と技術を有する方に依頼して作品の現状維持に努めております。現状維持を基本としまして、経費をなるべく抑えながらではありますけれども、作品の芸術性や価値を下げないように維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 作品ですから現状維持していく必要はあります。そういう、あとの経費が重荷になっていくってようなことにはなっていないのか、今度赤崎にもまた、柳幸典プロジェクトの作品もできますが、そこら付近はどのような計画の中で進められているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

入魂の宿は、旧赤崎小学校のプールを活用した宿泊機能を有するアート作品になります。作品は5月21日の公開を予定しておりまして、宿泊機能としては令和4年の11月、秋頃からの運用開始に向け作業を進めてまいります。維持管理費、今年は419万9,000円ということで、宿の監視や清掃、それから植栽管理の有償ボランティアに係る報償費や保険料、宿泊予約管理システム等の委託料、それから植栽管理委託料を計上しております。経費の半分は植栽等ビオトープ管理になりますけれども、定着できる植物の選定や、また管理計画の策定には一定の期間を要するという事ですので、その実証期間、必要な期間は専門家の指導を受けながら、必要な経費を絞り込んでいくということで予定をしております。

収入のほうですけれども、観覧料、または宿泊料を徴収致します。またクラウドファンディング型のふるさと納税の寄附金というのでも検討を今、しておりまして、美術館が今後行う企画・運営、また野外作品の彫刻の維持管理、こういったものを目的としまして、ふるさと納税等も活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 今はやりのクラウドファンディングという言葉が出てきました。確かにこの今、いろんな事業でいろんな方がこの仕組みを利用されているのは私も聞いております。今、課長の答弁の繰り返しになるかもしれませんが、昨年の9月の決算審査時に、旧赤崎小学校に制作中の柳幸典プロジェクト作品の工事スケジュールを尋ねましたね。答弁として同じくその柳幸典プロジェクト作品である「石霊の森」と同時期公開予定であったが、災害の影響等により工期変更を余儀なくされ、現在は10月末の完成に向けて動いているという9月時点での答弁でした。その後、それでも天候や資材の遅れなどで完成が延期する可能性もある「入魂の宿」の宿泊スペースは、更衣室だった場所が宿泊エリアとなり、その上が瞑想スペースになっている。プールも小さな不知火海に見立てて、中に植物や生き物が生息し自然循環する空間を、地域資源を再利用して表現しているとのことでした。そして、先ほど答弁して頂きましたように、

ゴールデンウィーク頃の観覧時期の開始を目指し、今急ピッチで工事が進められています。宿泊事業については11月からの予定のようですが、離れたところにある入魂の宿、ビオトープはプールですので宿のほうの維持管理の方法を教えてくださいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 5月からのスタート時点では、最初の1か月ほどはやはり混乱が予想されますので、監視スタッフをつける予定にしております。宿業務が始まります11月頃からは、完全に無人化での運営を考えておまして、そのための予約管理システムというのを導入して、そこに人はつけないような形で維持管理、人的な部分は削減していこうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 高い予算をつけてあれだけの設備ができるんですから、維持管理については、今後の始まってみないと分かんない、そういう面もあるんじゃないかなと思います。それから提案ですが、周りのハーブとかお花とか、そのスペースですが、もう少し草が生えないような仕組み、庭造りっていうんですか、そういうのだったり、地域の方のボランティア、そういうのを考えながらまめにしていかないと、絶対夏場は草ばーばー、どうしても手をつけられないぐらいになってしまうんじゃないかな。プールに関しては、ある程度そういう状況になっても、それはそれっていうお話もありましたが、周りはそういうわけにはいかないだろうなという思いでおります。

そして、先日、当初予算の審査で現場視察をしましたときに、赤崎の方がグランドゴルフをされておりました。その中の女性の一人の方が近寄って来られて、「ここはトイレが和式だけなんですよね、洋式をお願いできませんですか」という話を議長も一緒に聞いておられます。以前、私も赤崎のトイレについては、一般質問をした経緯もあります。また、この後も改善センターのトイレが出てきますが、トイレ、トイレで本当にあれですが、やっぱりあの観光地となる以上はそこも今後考えていただきながら、そして美術館の運営については、当初から赤字運営は覚悟されていたと理解しています。でもそれもやっぱり限度があると思うんですね。そこら付近が結局去年から春夏秋冬の企画展そういうのも組まれているようですので、そこら付近もこうじっくり精査をしながら、どうしたら持続可能な美術館運営ができるのかそういうのを考えていただければと思っています。

それでは次の2の質問に入らせていただきます。

改善センターのトイレ改修についてです。改善センターの調理室の改修が実施されたことで、トイレの老朽化がすごく目立ってきています。公共施設等総合管理計画において、今後改修の計

画等はないのかお伺いを致します。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

公共施設等総合管理計画というのは、公共施設を取り巻く現状や将来にわたる見通し、課題等を客観的に把握・分析を行うとともに公共施設等の現状、将来にわたる見通しを踏まえ公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的として平成29年3月に策定をしております。

この計画の実現のために実施計画として、津奈木町公共施設等個別施設計画を令和3年3月に策定を致しました。この計画において改善センターの管理に関する実施方針では、施設の定期的な管理を行い修繕が必要な箇所があった場合は、修繕料で対応するということしております。

議員御指摘のトイレの老朽化にともなう改修につきましては、現状を見ますと壁のタイルなどの損傷が見られるものの通常の修繕で対応できるというふうに考えておりますので、大規模な修繕の計画はございません。女子トイレが暗いというふうなお話も聞いておりますので、これも窓がなく、男子トイレに比べてちょっと暗いというお話もございますので、これにつきましては、明るくLED化等を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 今、総務課長が答弁していただきましたが、確かに男性用は窓に面していますので明るさがありますが、女性用は本当に暗いです。今、LED化を考えたというお話をしてくださいました。タイルにはひびが入っている、これも修理が効くと思うので、修理をしてあげますよっていう答弁だったと思うんですね、もしその改修の計画がないのであれば、こちらの方言で言ったら、さしよりって言うんですかね、すごく暗い、汚れている、何か清潔感が感じられないんですね。そこで、プロの掃除の方に依頼するそういう予算をつけていただいて1回磨き上げていただく、そういうのもまずしていただいて、タイルのひびに関しては修理をしていただくという方向でしていただければ、ありがたいのかなっていう思いであります。利用者からは不評の声が届いています。やっぱりあれだけ周りがきれいになっていくと、やっぱりですね。届いていますので、とにかく早急にできることをお願いできればと思いますのでよろしくお願いを致します。

それでは3の防災・減災対策について質問を致します。

まず、予算審査で消防団員の人数が令和3年度では定員245人に対して217人であること、消防点検が3年なく、新入団員に対する規律訓練が行えていないことに対しての町の考えを質し、訓練は重要であり消防署に依頼し、密にならないように工夫をして行うようにしてほしいと委員

会から要望が出されました。

また、当初予算では防災行政無線基本設計業務委託料が計上され、有線放送と防災行政無線との運用方法など住民の声を聞きながら、基本設計を行っていききたいとの説明もありました。

そこで、①の質問の要旨です。コロナ禍において、多くの行事が中止されている中ではあるが、これまでの一般質問において何度も防災訓練の必要性について提案してきている。住民に対する防災訓練について、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

最近の活動と致しまして、令和元年11月に大規模地震を想定した熊本県総合防災訓練が実施されまして、本町でも赤崎地区、平国、福浦地区の住民の皆さん210名の御協力を得て、避難訓練、避難所開設訓練を行っております。また各地区の自主防災組織の活動として、防災訓練や防災マップづくりなどの机上訓練を実施されております。令和3年度は新型コロナウイルスの影響もあって、なかなか住民の方が集まって訓練ができないような状況でございましたが、令和3年6月と7月に新川地区で自主防災講演会を実施しております。また9月にも古中尾地区を中心として、大字津奈木の区長さんや役員の方で実施予定でございましたが、これはコロナのために中止をしております。なお、来週23日には、全区長を対象に県危機管理課より講師を招聘し自主防災講演会を実施する予定です。

令和4年度は住民参画型の防災訓練として、6月1日、予定ですけども、津奈木中学校、津奈木小学校、幼稚園、津奈木保育園、津南保育園の合同で避難訓練及び引き渡し訓練を実施する予定でございます。

議員御指摘の住民の防災訓練につきましては、コロナ禍での訓練方法について検討して、どういった形になるかは分かりませんが、命を守る行動に対する意識を高めていただくためにも、自助共助を主とする自主防災組織の強化を現在取り組んでいるところでございます。それらを含めて防災訓練や避難訓練等を今後実施する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 今、吉澤総務課長から前向きな答弁を頂きました。確かに、どんな災害が起きるか分かんない、令和2年の豪雨災害を経験した津奈木町でもあります、本当にいっどこで何が起きるか分からない時代になってきています。

そこで、今年の1月22日未明発生した地震です。本町も震度4だったと思います。このとき、お一人お一人の行動はどうだったでしょう。私は下で寝ていました。携帯のアラームですね、地震ですよ、地震ですよっていうのに、そして柱がきしむ音、それで、わっ、これ大きい、どのぐ

らいだろうって思いはしたんですが、起きて、次の行動に移す、それはできませんでした。夜が明けて、起きてきた主人に、主人は2階でした。夜中に大きい地震がありましたね、気づかれましたって言ったら、「知らない」でした。そのくらいぐっすり寝ていたんだらうと思いますが、その後、これ読ませていただきますが、1月23日の熊日新聞の新生面、「寝入りばなだった。けたたましいスマホからの警告音とともに激しい揺れが襲ってきた。家の柱がきしむ。これは大きいな、それでも布団から出て身を守る行動はとれなかった」、結局は、中は省略をいたしますが、茫然、困惑、固まる、それがおよそ70%から75%ぐらい、みんなあまり変わらないんですね、やっぱりそういう、次の行動に移すためには、どうしてもやっぱり日頃の避難訓練、そういうのは重要じゃないかなと思っております。

これまで、自主防災組織、防災専門員の採用配置、防災の取り組み、避難所開設、避難所運営等、私だけでも7年間の議員活動の中で5回質問事項として取り上げています。ここで町長の防災・減災対策についてのお考えをお聞かせください。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） この減災、防災につきましては、やはり、町も令和2年7月の豪雨災害、町民の皆さん、そして役場職員、非常に苦勞致しました。やっぱり日頃の訓練といたしますか、それが一番。どこが危険でどこに逃げたらいいのか、そういうのですね、今度また防災マップつくりましたので、ぜひもう一度、役場職員だけじゃなくてやはり町民皆さんが理解していただいて、日頃の防災、これに関心を持っていただければというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 町長ももちろん同じ思いでいてくださる。やっぱり日頃の訓練が大切ってことですね。この新しい防災マップ、しっかり持ってきました。実際先ほど、総務課長のほうからも答弁の中にもありましたように、学校では実際の災害を想定した避難訓練の実施ということで、昨年は引き渡し訓練を小中連携で行われております。中学校は土砂災害警戒区域であるとともに、浸水被害想定区域にも該当することから、危機意識を持った訓練に努められていました。防災に関する講話や避難訓練等で生徒の防災意識が向上しているようです。令和4年度は町内の幼稚園、保育園とともに連携をし、町役場の防災担当も含め、町ぐるみでの防災訓練を計画されているとのこと。総務課長からこの答弁がありました。学校が一生懸命動いてくださることはとてもありがたく思います。地域内も一人暮らし、高齢者世帯が増えるばかりです。災害時一人も見逃さないためにも、町が主導権を持って取り組んでほしいと思います。

まとめに入ります。今回、当初予算に計上されているつなぎ美術館の展示室照明改修の視察、そして、新しいモノレールで重盤岩へ上がり、舞鶴城公園駐車場のトイレ改築現場へと歩きましたが、改めて重盤岩、あの舞鶴城公園一帯の魅力に気づかされました。なかなか公園全体を歩く

ことがありませんので、どうしたらこの魅力、すばらしさを届けられるのかと思いを新たにして
います。津奈木が目的地となる取組にみんなで知恵を出し合えたらと思います。住みたくなる、
訪れたいくなる、後世に残せるまちづくりのために邁進したいものです。これで私の今回の一般質
問は終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、6番、澤井静代君の質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

午後1時36分散会

議事日程(第3号)

令和4年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 記号式投票に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第8号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 津奈木町公園条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 令和4年度津奈木町一般会計予算
- 日程第11 議案第17号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第18号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第19号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第20号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第17 発議第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書
- 日程第18 議案第2号 議会改革特別委員会委員長報告
- 日程第19 議案第3号 津奈木町議会基本条例の制定について
- 日程第20 発議第4号 ロシアのウクライナ侵攻に対する決議
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第23 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第24 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第1 議案第26号 財産の処分について

追加日程第2 議案第27号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第7号 記号式投票に関する条例の一部改正について

日程第2 議案第8号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第11号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第13号 津奈木町公園条例の一部改正について

日程第8 議案第14号 津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について

日程第9 議案第15号 津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改正について

日程第10 議案第16号 令和4年度津奈木町一般会計予算

日程第11 議案第17号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第12 議案第18号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第13 議案第19号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第14 議案第20号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第15 議案第21号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第16 議案第22号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

日程第17 発議第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

日程第18 議案第2号 議会改革特別委員会委員長報告

日程第19 議案第3号 津奈木町議会基本条例の制定について

日程第20 発議第4号 ロシアのウクライナ侵攻に対する決議

日程第21 議員派遣の件

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第23 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第24 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第1 議案第26号 財産の処分について

追加日程第2 議案第27号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）

出席議員（10名）

| | |
|-----------|------------|
| 1番 大川 貴哉君 | 2番 新立 啓介君 |
| 3番 宮嶋 弘行君 | 4番 本山 真吾君 |
| 5番 上村 勝法君 | 6番 澤井 静代君 |
| 7番 久村 昌司君 | 8番 柳迫 好則君 |
| 9番 村上 義廣君 | 10番 川野 雄一君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|------|--------|
| 町長 | 山田 豊隆君 | 副町長 | 林田 三洋君 |
| 教育長 | 塩山 一之君 | 総務課長 | 吉澤 信久君 |
| 政策企画課長 | 荒川 隆広君 | 建設課長 | 下川 秀美君 |
| 農林水産課長 | 坂本 輝一君 | 住民課長 | 久村 庄次君 |
| ほけん福祉課長 | 葦浦 祐一君 | 教育課長 | 岡松 辰哉君 |
| 会計課長 | 財部 大介君 | | |

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第7号 記号式投票に関する条例の一部改正について

日程第2. 議案第8号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について

日程第3. 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第4. 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、
服務等に関する条例の一部改正について

日程第5. 議案第11号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第6. 議案第12号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7. 議案第13号 津奈木町公園条例の一部改正について

日程第8. 議案第14号 津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について

日程第9. 議案第15号 津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一
部改正について

日程第10. 議案第16号 令和4年度津奈木町一般会計予算

日程第11. 議案第17号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第12. 議案第18号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第13. 議案第19号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第14. 議案第20号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第15. 議案第21号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第16. 議案第22号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（川野 雄一君） お諮りします。日程第1、議案第7号記号式投票に関する条例の一部改正についてから、日程第16、議案第22号令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1、議案第7号から日程第16、議案第22号までの16議案を一括議題とすることに決定しました。

一括議題とした議案については、お手元に配付のとおり、各常任委員長から、審議結果の報告書が提出されております。審査の経過とその結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

なお、質疑は各委員長の報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長、久村昌司君。

○総務振興常任委員長（久村 昌司君） 総務振興常任委員長報告を申し上げます。

3月4日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、7日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第7号から議案第11号まで、議案第13号から議案第16号まで、議案第19号、議案第21号、議案第22号であります。

審議に当たっては、担当課長、課長補佐及び班長等の出席を求め、提案理由の説明を求めながら審議を致しました。

まず、「議案第7号、記号式投票に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、津奈木町議会議員補欠選挙の執行に際し、有権者が津奈木町長選挙と同様に投票しやすい記号式投票を行うことができるようにするとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第8号、津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、各事務部局の職員について、兼職できる規定、総定数の範囲内で配分調整が行える規定の整備及び育児休業者を定数外に追加するため、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第9号、津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正を受け、本町でも非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行う必要があるとの説明のあと、「育児休業取得者は、過去3年間で何件あったのか。」との質問に対して、「会計年度任用職員が3人、職員は2人取得しています。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第10号、津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、条文の整理及び消防庁が示す消防団員の処遇改善に合わせ、年報酬を増額し出勤報酬を新設するため、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第11号、津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、令和3年8月の人事院勧告により国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じ、津奈木町職員及び任期付職員の期末手当の額の改定を行うため、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第13号、津奈木町公園条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。提案理由として、湯尻農村公園の利用実態に合わせた用途廃止に伴い、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第14号、津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、津奈木町残土処理場の使用料、整備費及び管理費の収支計画を見直したことにより、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第15号、津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、定住促進住宅松岡団地の供用開始及び町営住宅上原団地の用途廃止のため、本条例を改正するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第16号、令和4年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分についての審議結果を申し上げます。

歳入より申し上げます。

款13 使用料及び手数料 土木使用料で、「土木使用料1,648万3千円の増額理由と住宅使用料の滞納状況はどうなっているのか。」との質問に対して、「増額の理由は、残土処理場使用料分で滞納状況については、現年度は滞納者なしで過年度分は2人で、47万円まで減少しています。」との答弁がありました。

款15 県支出金 総務費県補助金で、「新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、次年度以降もあるのか。」との質問に対して、「県も国の財源をもとに基金を創設し、本制度を実施しているため、基金の残高等に応じて県が判断される。」との答弁がありました。

次に歳出について、申し上げます。

款2 総務費 企画費の委託料及び工事請負費で、「平国小学校跡地利活用の実施設計委託料及び工事費が計上されているが工事内容が不明であるので実施設計が終了した段階で議会にも説明してほしい。」との質問に対して、「実施設計が終了し、工事入札前に議会にも説明します。」との答弁がありました。

委託料で、「地域資源循環・交流型まちづくり事業で福岡都市圏の住民や大学生と交流を行ったということだがどんな意見が出たのか。」との質問に対して、「津奈木の産品や情報が届いていない。福岡でのPR会の際は大学も協力したい。都市部の人は田舎体験をしたいなどの意見がありました。交流を通じて双方の地域課題解決のための仕組みづくりをしていきます。」との答弁がありました。

委託料で、「地域おこし協力隊は将来的に何人まで増やすのか。また、委嘱人数に国の制限はないのか。」との質問に対して、「県内で多いところは42人います。10人前後の自治体が多いので、本町でも10人程度で運用したい。また、人数制限はなく、国の関連予算も5億円程度

に増加し、隊員数も8千人に増加させる方針が出されています。」との答弁がありました。

地域振興費の委託料で、「フィールドミュージアム事業の全体計画は。」との質問に対して、「令和4年度からの3か年事業として五十嵐靖晃氏による新たなアートプロジェクトに着手する。また海の教科書づくり事業については、令和3年度から5年度までの事業で、清掃活動や体験活動を行いながら、沿岸地域住民への聞き取り調査を行い、最終年度に海の教科書を完成させます。」との答弁がありました。

負担金補助及び交付金で、「つなぎ百貨堂の商品で町産品は10種類もないと思うが、今後、地域商社推進事業において開発していく商品はどのくらいを予定しているのか。」との質問に対して、「事業期間中は、毎年10商品程度を開発する見込みで、開発商品はふるさと納税の返礼品に登録し、継続販売及び販路拡大につなげていきます。」との答弁がありました。

美化事業推進費の工事請負費で、「舞鶴城公園駐車場トイレ改築後は現在の貯水タンクの容量で足りるのか。また、維持管理はどのように考えているのか。」との質問に対して、「行楽シーズンの使用頻度を加味しても十分足りると思います。現在、トイレ清掃の受託者により適正に管理されているので、引き続き委託する予定です。」との答弁がありました。

美術館費の委託料で、「入魂の宿 植栽及びビオトープ管理など今後も経費がかかると思うが、町はどう考えているのか。」との質問に対して、「入魂の宿は、5月21日に観覧を開始し、11月頃を目途に宿として運用していきます。管理費については、なるべく経費を抑えながら運営していきます。」との答弁がありました。

款5 農林水産業費 農業振興費の負担金補助及び交付金で、「熱帯果樹は事業期間が令和4年度で終了するがその後はどのような方針で進めるのか。単独でも行うのか。」との質問に対して、「アボカドは露地栽培が難しいため、施設整備が必要と考え、国庫補助事業などを含め今後の進め方については検討します。」との答弁がありました。

同じく負担金補助及び交付金で、「中山間農業モデル地区強化事業は計画通り進んでいるのか。」との質問に対して、「単県の補助事業で、当初年間700万円上限の3か年予定であったが県予算の関係で令和4年度まで延長されました。高単価作物のホオズキ栽培に3人取り組んだが豪雨災害もありうまくいっていません。基盤整備や施設整備は計画通り進んでいますが、組織化については、話し合いが進んでいないようです。」との答弁がありました。

林業振興費の委託料と負担金補助及び交付金で、「森林管理業務委託料・森林整備事業補助金は森林環境譲与税関係と思うがどのような内容か。」との質問に対して、「委託料は、環境譲与税を活用し、森林所有者への意向調査や現地調査等を森林組合に委託するもので、補助金は間伐等の整備が必要な森林を林業事業者と森林所有者、町とで三者協定を結び実施する事業に対しての補助金です。」との答弁がありました。

水産業振興費の負担金補助及び交付金で、「漁船エンジン更新等事業補助金は実際の要望はどうなっているのか。また、正組合員も専業と兼業がいると思うが線引きはどうなっているのか。」との質問に対して、「漁協の調査で令和4年が5件、令和5年が4件、令和6年が6件、令和7年が4件、令和8年が3件の要望がありました。組合員については、一定の水揚げ伝票や従事日数を基準に資格審査を行っており、兼業であっても正組合員であれば補助の対象としています。」との答弁がありました。また、「令和5年以降に17件あるが、新規事業は3年を目安に検討する必要があると思われるがどうか。」との質問に対して、「事業期間3年ごとに見直していきますので漁業者の状況や事業効果等を考慮し判断していきます。」との答弁がありました。

款6 商工費 商工費の負担金補助及び交付金で、「新型コロナウイルス対策営業時短要請協力金の制度はどのようになっているのか。」との質問に対して、「認証店か非認証店で支援内容が違います。認証店であれば午後8時までアルコールの提供が可能で営業時間短縮で1日当たり3万円、非認証店はアルコール提供不可で協力金も2万5千円です。町内の認証店は5店舗あります。」との答弁がありました。

観光費の委託料で、「低炭素型観光地域づくり事業は、過去にも同じような事業があったと思うが、これまでの取り組みでどのような成果があったのか。」との質問に対して、「前身の事業では、おれんじ鉄道と連携した旅行商品の造成が成果でした。また、低炭素型観光地域づくり事業では、15種類程度の観光体験プログラムを創出し、旅行エージェントと連携した旅行商品を継続販売するなど成果を得ています。」との答弁がありました。

委託料で、「三ツ島海水浴場は、週末はテントが並ぶなど人気のようだが、将来的な整備方針はどうなっているのか。また、管理方法はどのように考えているのか。」との質問に対して、「現段階では、大規模なハード整備については考えていませんが、ソフト面の取り組みは実施していく予定です。また、水道利用などマナー違反に対しては、蛇口取り換えなど対策をとっています。」との答弁がありました。

款7 土木費 土木総務費の負担金補助及び交付金で、「戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金で耐震診断に対する補助はあるのか。」との質問に対して、「耐震診断費も補助の対象になっています。」との答弁がありました。また、「耐震診断費用はいくらかかるのか。」との質問に対して、「図面がある場合は10万円程度、無い場合は12万円程度で自己負担が3万2千円から5万2千円程度になります。」との答弁がありました。

河川総務費の委託料で、「河川除草等業務委託はどこの河川を想定しているのか。」との質問に対して、「候補箇所の中で現地を確認して優先度の高い場所から実施していきます。」との答弁がありました。

住宅管理費の工事請負費で、「駅前団地浴室の換気扇工事について、換気扇はついていないの

か。」との質問に対して、「既設の空気抜けが小さく壁面に設置してあるため、天井からの強制換気に変更します。」との答弁がありました。

住宅建設費の委託料で、「上原団地解体工事設計業務委託料について、通常は解体業者からの見積もりにより実施しているが、設計までする必要があるのか。」との質問に対して「社会資本整備総合交付金を活用する予定で、アスベスト除去等についての法改正が行われているため、適正に設計する必要があります。」との答弁がありました。また、「交付金を活用しない方法との費用の比較は行っているのか。」との質問に対して、「交付金と併せて起債も活用する予定であり、試算したうえで実施します。」との答弁がありました。

款 8 消防費 常備消防費の負担金補助及び交付金で、「水俣芦北広域行政事務組合消防費負担金が1,500万円増額になった原因は何か。」との質問に対して「交付税の消防費基準財政需要額の割合で算出しており、本町の負担割合が増えたことによるものです。」との答弁がありました。

防災費の委託料で、「防災行政無線基本設計業務委託料とあるが設置目的と財源内訳はどのようになっているのか。」との質問に対して、「台風等で有線放送が聞こえなくなったこともあり、無線であれば情報を早く伝えられます。有線放送と防災行政無線との運用方法など、住民の声を聞きながら基本設計を行い、設計ができた時点で議会にも報告します。財源は緊急防災対策事業債を活用します。」との答弁がありました。

款 10 災害復旧費 農業災害復旧費で、「補助対象事業と単独事業の分担金はどうなっているのか。」との質問に対して、「令和2年7月豪雨災害の特例として、分担金の算出方法が補助対象と補助対象外の合計額の20%を徴収する方法と補助対象残額分の2.7%と補助対象外の工事費全額の合計を徴収する方法のうち、安価な方を分担金として徴収します。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、「議案第16号、令和4年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分については、異議なく全会一致で可決しました。

次に「議案第19号、令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

歳出では、「水道料金の改定を予定しているとのことだが料金はどうなるのか。」との質問に対して、「令和6年度より公営企業会計に移行し、独立採算制になります。統合事業による企業債償還に対応するため、試算では基本料金を含め、増額を見込んでいます。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第21号、令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決

した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第22号、令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に、入魂の宿、旧平国小学校外部改修工事・跡地利活用事業、宇戸永田線道路改良工事、残土処理場、美術館照明改修工事、舞鶴城公園駐車場トイレ改築工事、古中尾地区中山間農業モデル事業、温泉センター施設補修事業の現場視察を行いました。

以上、総務振興常任委員会に付託されました12議案は、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

令和4年3月18日。総務振興常任委員長、久村昌司。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、上村勝法君。

○教育住民常任委員長（上村 勝法君） 教育住民常任委員長報告を申し上げます。

3月4日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、8日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第12号、議案第16号から議案第18号並びに議案第20号の5議案であります。

審議にあたっては、担当課長、課長補佐、班長及び担当者の出席を求め、慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

まず初めに、議案第12号「津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

「新型コロナは、現在感染拡大も収束に向かってきている。今後国からの裏付けがなければ、再度条例を改正するのか。」との質問に対して、「まん延防止等重点措置が延長されるなど先の見えない状況であり、影響のある間は減免を行う。

また、国からの財源裏付けがつく以前から、町の子育て支援政策に合致することなので、単独で実施しており、継続についても今後の状況により判断したい。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第16号「令和4年度津奈木町一般会計予算」中、住民課、ほけん福祉課及び教育課が所管する科目について審議を行いましたので、その結果を申し上げます。

まず、歳入について報告します。

款1町民税で、「法人税滞納繰越分の理由は。また、新型コロナウイルス感染症で税収への影響や対応はあるのか。」との質問に対して、「法人の業績悪化によるものと思われる。また、コロナ対応として令和2年度から徴収猶予制度を設けており、事業所による数件の利用があつ

た。」との答弁でした。

款15 県支出金 衛生費県補助金の地域環境保全対策費補助金で、「海岸漂着物事業補助金の負担割合はどれくらいなのか。」との質問に対して、「補助率は8割となっており、残り2割は町が負担している。」との答弁でした。

次に、歳出の報告をします。

款2 款総務費 徴税费で、「家屋評価業務委託料は、新築住宅のみか。増改築や中古住宅はどうなるのか。」との質問に対して、「新築住宅だけでなく、未登記などで、課税漏れの住宅も対象となり、増改築は、増改築部分等を積算評価し、中古住宅は建築年次に評価している。」との答弁でした。

e L-TAXシステム改修委託料で、「システム改修の内容は。また、本町においては高齢者が多く、電子決済等の利用は難しいと考えられるが、今後はどのような対応を検討しているのか。」との質問に対して、「改修内容は、令和5年度から固定資産税や軽自動車税等の税目を追加し、スマートフォン等、電子決済に対応する為のQRコードを納付書に印字できるようになるため、全国の金融機関やコンビニ納付、電子決済等が可能となる。また、高齢者に対しては、キャッシュカードを専用端末に差し込むだけで、口座振替処理が行えるシステム導入を検討している。今後も納税しやすい仕組みづくりに努めていきたい。」との答弁でした。

款3 民生費 社会福祉総務費の生活困窮者自立支援事業委託料で、「生活困窮者自立支援の対象は何人か。」との質問に対して、「新規事業としてあげられているが、社会福祉協議会の補助金内で実施されていた事業であり、県の社会福祉協議会の補助事業であるため新年度から委託事業として分けた事業である。対象者については、詳細な人数は把握していないが、コロナ禍で相談者等増えている。」との答弁でした。

老人福祉費で、「敬老祝金の支給を受ける対象者はどのくらいいるのか。」との質問に対して、「試算の段階で、80歳は59人、90歳は40人、100歳は9人の支給になる。」との答弁でした。

また、「90歳よりも88歳の米寿が大事だと高齢者の方々は言われるが、88歳に祝金を支給してはどうか。」との質問に対して、「以前、88歳に統一する意見も検討したが、議会の意見も踏まえ、現在の運用になっている。」との答弁でした。

保育園費の需用費で、「消耗品費100万円の内容は。」との質問に対して、「通常の消耗品に加え、新型コロナ感染症対策を行うための消毒液等の購入費や、抗原検査キットが国から支給されているが、使用期限があるため、予算内で新たに購入することも予定している。職員の陰性判断等については、国が示す標準的基準で判断し、今後の対応も国の基準で行うが、補完的な対策として抗原検査も実施する予定である。」との答弁でした。

保育園費の工事請負費で、「防水等改修工事を行うが、令和5年度も保育園の民営化に向けて、補修などを行うのか。また、民営化について保護者への意見聴取等するのか。」との質問に対して、「具体的な施設のことについては、民営化し今の施設を維持していくことを第一に考えている。民営化した後、大規模な改修等あれば補助金を出すことになるため、国・県と協議をしながら進めていくことになる。また、意見聴取等については、保護者へ保育園民営化基本方針（案）を送付し、別途パブリックコメントも実施し意見聴取することとしている。」との答弁でした。

保育園費の備品購入費で、「ボタンを押すと消防が駆けつける設備の購入を予定しているが、防犯についてはどうか。」との質問に対して、「ボタンを押して、警察が駆けつけるものは設置していないが、事務所や各クラスにペンダント型のボタンがあり、押すと警備会社が駆けつけるようになっている。」との答弁でした。また、「さす又等の備えはあるのか。」との質問に対して、「さす又や侵入者を網で確保する器具がある。」との答弁でした。

災害救助費で、「住まいの再建支援事業助成金は、町外に出る時の助成金か。」との質問に対して、「仮設住宅や町営住宅へ避難されている被災者が、最終的に転居される場合の費用となる。熊本県内の転居であれば、助成金の利用ができる。」との答弁でした。

款4衛生費 保健衛生総務費の墓地用地立木伐採委託料で、「浜崎地区の町有墓地は敷地内だけ伐採を行うのか。」との質問に対して、「町有墓地内の覆いかぶさっている雑木について行う予定である。」との答弁でした。

予防費で、「予防接種費用助成金の事業内容は。」との質問に対して、「県外への長期里帰りの乳幼児等に対して予防接種する場合の町の制度が無かったため、保護者が立て替え、後日償還払いを行い保護者の負担軽減を行う事業である。」との答弁でした。

環境衛生費の海岸漂着物清掃業務委託料で、「漂着ごみの実績は。」との質問に対して、「漂着ごみの回収実績については、平成30年は5.6t、令和元年は6.5t、令和2年は6.2t、令和3年は6tであった。」との答弁でした。また、「海岸漂着物事業について、令和4年度で5回目との説明だったが、今後も継続する予定なのか。」との質問に対して、「漁業者からも継続して欲しいとの要望があるので、今後も継続していく予定である。」との答弁でした。

清掃総務費で、「売捌き用ごみ袋について、資源ごみの統一化は、物価上昇等の影響で見送ったが、どれ位の金額が上昇するのか。」との質問に対して、「一枚あたり5円上昇するため、住民の負担を考え今後検討していく。」との答弁でした。

水俣市北広域行政事務組合ごみ処理費負担金で、「水俣市にある広域クリーンセンターの建設費は含まれているのか。」との質問に対して、「建設費については、完済しており運営費のみの負担金となっている。クリーンセンターの建て替えについては、平成29年から検討委員会で協議をしている。」との答弁でした。

款9教育費の小学校費で、「アレルギーのある子供への対策はどうしているのか。」との質問に対して、「学校給食に関しては、アレルギーの代替え食は用意しておらず、保護者に事前に献立と合わせてアレルギー性のある食品が提供されることを知らせている。保護者の方で代替えの食事を用意していただくよう対応してもらっている。」との答弁でした。

中学校費で、「熊本県の学力状況調査で英語については優秀だが、数学が著しく低下しているとの話を聞いた。教育委員会はどのように対応するのか。」との質問に対して、「英語については、英検補助やALTの2人体制など充実した環境を整えてきた。数学については、芦北教育事務所学力向上委員会等で協議をしているが、教育委員会としても調査結果を踏まえ、学校と協議をしたい。」との答弁でした。

公民館費で、「地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金とあるが、神社等の再建に補助するとの事だが、本支援事業の概要は。」との質問に対して、「通常、神社への補助は採用されないが、熊本県が行う被災事業の1つとして地域コミュニティの場として位置づけができれば、補助ができる。正式名称は、球磨川流域復興基金交付金事業である。」との答弁でした。

体育施設費で、「児童公園について、今回遊具等の改修工事が完了したが、同規模の行政が運営する施設に比べ、まだまだ施設等の充実が行き届いていないように思われる。運動公園一帯の新たな計画を検討すべきではないか。」との質問に対して、「令和4年度の幼稚園閉園も踏まえて、検討していく必要があると思われる。」との答弁でした。

平国運動公園環境整備委託料で、「運動場内側溝の管理清掃も含むのか。また運動公園は教育委員会、旧校舎は政策企画課で管理運営を行っているが、今後も分けて行うのか。」との質問に対して、「現在、法面の工事を行っていて、側溝を含めた工事となっている。現在は工事中により、運動公園は使用できない状態だが、管理運営については今後検討する。」との答弁でした。

総合運動公園等環境整備委託料で、「総合運動公園の環境整備として、今後も継続するのか。」との質問に対して、「広大な敷地の管理のため、大変困難であり、できる範囲で整備を行う。」との答弁でした。

海洋センター費で、「B&Gプールの改修工事はどのような内容になるのか。」との質問に対して、「工事は令和5年度に予定している。内容は、プール缶体の塗装、更衣室棟の外壁塗装、上屋根の新設を予定している。また、助成金の範囲内であれば、シャワーの温水化も行いたい。」との答弁でした。

B&G艇庫改修工事で、「外壁の改修を行うとあるが、艇庫内部の改修は行わないのか。」との質問に対して、「今回は外壁を中心とした工事で、艇庫内部については予定していない。今後、検討したい。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、議案第16号「令和4年度津奈木町一般会計予算」中、教育住民常任委員会所管分については、全会一致で可決しました。

次に、議案第17号「令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳出で、款6保健事業費 特定健康審査等事業費の人間ドッグ費用補助について、「令和4年度は現状維持し、令和5年度から縮小するとのことだが、内容は。」との質問に対して、「検討段階ではあるが、人数を半分にするか、以前の5歳刻みでの対象者とするなど検討したい。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第18号「令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳入では、款1後期高齢者医療保険料で、「特別徴収保険料が増額の内容は。」との質問に対して、「被保険者数は、1,095人から1,084人と減少しているが、制度改正により所得割が9.95%から11.81%となり、増額している。」との答弁でした。

款4繰入金の保険基盤安定繰入金で、「基盤安定繰入金の内容は。」との質問に対して、「保険料軽減において、2割・5割・7割軽減を行い、軽減した分を一般会計から補填している。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第20号「令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳出では、款3地域支援事業費の生活支援体制整備事業費で、「生活支援ボランティアは何人活動しているのか。」との質問に対して、「毎年研修を行い、支援登録を推奨している。人数は20人程度で20件の依頼があった。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に現場視察の結果報告を致します。

平国運動公園、赤崎運動公園、B&G海洋センター艇庫、児童公園、津奈木小学校体育館、津奈木中学校体育館等の現場視察を行いました。

以上、教育住民常任委員会に付託されました5議案について、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。これで報告を終わります。

令和4年3月18日。教育住民常任委員長、上村勝法。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号から議案第22号までについて、順次、討論、採決を行います。
議案第7号記号式投票に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号記号式投票に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号津奈木町報酬及び費用弁償条例及び津奈木町消防団の定員、任免、服

務等に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例及び津奈木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号津奈木町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号津奈木町公園条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号津奈木町公園条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号津奈木町残土処理場管理条例の一部改正について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号津奈木町残土処理場管理条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改正について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号津奈木町営住宅管理条例及び津奈木町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号令和4年度津奈木町一般会計予算について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号令和4年度津奈木町一般会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計予算を採決します。この採決

は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで、新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、議会内の換気を行うために5分間休憩を致します。開始は11時5分から始めたいと思います。

暫時休憩を致します。

午前10時58分休憩

午前11時05分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17. 発議第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について

○議長（川野 雄一君） 日程第17、発議第1号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 発議第1号の提案理由を申し上げます。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実や健康の保持増進などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式——いわゆるインボイス制度が導入される予定となっていますが、同制度が導入されることで、新たに預かり消費税分を納税する必要があります。しかし、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題であります。

消費税制度は、小規模事業者への配慮として年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求めるものであります。

このことから、本件に関して、国に対し強く要望致したく、この意見書を提出するものでありますので、議員各位に対し、御賛同のお願いを申し上げまして趣旨説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから発議第1号について討論、採決を行います。

発議第1号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、発議第1号シルバー人材センターに対する

支援を求める意見書の提出については原案のとおり可決されましたので関係機関に送付することに致します。

日程第18. 発議第2号 議会改革特別委員会に関する事務調査報告

○議長（川野 雄一君） 日程第18、発議第2号議会改革特別委員会に関する事務調査報告を議題とします。

令和元年12月定例会において、津奈木町議会における議会改革の取組を推進するため議会改革特別委員会の設置が議決され、これまで事務調査を実施してまいりました。

ここで、調査報告書の提出を受けましたので本件に係る調査結果について委員長より報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、宮嶋弘行君。

○議会改革特別委員会委員長（宮嶋 弘行君） 議会改革特別委員会における委員長報告を行います。

津奈木町議会は、平成31年4月の町議会議員選挙において、定数10人に対して立候補者が9人と初めての定数割れとなりました。

このことから、議会として議員のなり手不足に危機感を覚え、改選直後から延べ9回にわたる全員協議会を開催し、議会改革における先進地である北海道浦幌町議会の視察研修を行いました。

これらの協議検討を進めてきた結果、議会改革の必要性を鑑み、特別委員会の設置を行い、議会の活性化を図ることとしました。

そこで、地方自治法第109条第4項及び津奈木町議会委員会条例第5条に基づき、令和元年12月定例会において議会改革特別委員会を決議し、6人の議員を委員として選任し、当委員会では、今日まで計24回に至る検討を重ねてきました。

委員会活動としては、委員会発足当初に規定した11項目及び追加1項目の12項目について適宜全員協議会に諮りながら協議及び審議を行いました。12項目に関する審議結果は以下において報告しますが、未実施項目に関しても実施できる方向で検討をし、町民の皆様へ御理解できるような議員活動を目的として行ってきました。

ここで重点項目並びに調査結果について、項目ごとに報告します。

1、議会基本条例。町民福祉の更なる向上を目指し、町政の意志決定機関として、自らの役割と責務を認識し町民の負託に応えるべく、令和4年3月定例会において新たに条例を制定する。

2、会議録の公開。定例会及び臨時会における会議録の公開は、町ホームページ等を活用して実施している。委員会を含めた各種会議の会議録の公開は、引き続き協議を重ね、実施する。

3、一般質問の一问一答方式。一般質問による一问一答方式は導入済みであり、案件や議案に対

する審議を十分深めることができている。

4、傍聴の推進。有線放送や町ホームページ等を活用し、周知を行うとともに、議会だよりの充実を行う。また、幅広い層に議会に対する関心を深めてもらうために、こども議会の開催等を推進する。

5、日曜・夜間議会の開催。現段階での実施は見送る。

6、議会報告会。町民等との対話集会として行うものであり、開催方法等について、引き続き協議・検討を行う。

7、一般会議。町内で活動する各種団体と問題点や課題等について協議し、解決のための調査研究を行う。令和3年に2団体との意見交換会を実施している。

8、議会モニター制度。モニター委員を選任し外部評価を行うものであるが、引き続き社会情勢等を考慮し、実施に向け協議検討を重ねる。

9、定例会後の反省会。質問と答弁に関する反省や検証を行い、今後の課題を明確にする。

10、定例会前の勉強会。執行部提案における、議案等の要点の共有を図る。

11、まちなかカフェDE議会。現段階での実施は見送る。

12、タブレットの導入。ペーパーレス化及びコロナ禍におけるテレワークの推進等として議会タブレットを導入する。今後、運用するに当たり、活用方法等を検討する。

最後に、これまでの事務調査について総括して報告を行います。

議会改革は、町民の負託に応えるためにも、議会活動の充実を図るべく議会がその重要性を認識し取組を進め、日々研鑽を重ねることが重要であります。議会改革に関する未実施案件並びに新たな事案等、引き続き懸案となる諸問題等ではありますが、委員会設立当初における目的は一定の成果を得て達成したものでありますので、当委員会の調査を終了します。

今後は、より充実した議会運営の充実を図るため、議会運営委員会並びに全員協議会において審議をお願いすることとします。

以上を持ちまして、議会改革特別委員会における委員長報告とします。

令和4年3月18日。議会改革特別委員会委員長、宮嶋弘行。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 議会改革特別委員会委員長による報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議会改革特別委員会に関する結果報告を終わります。本報告をもちまして、議会改革特別委員会の調査を終了することとします。委員の皆さん、お疲れでございました。

日程第19. 発議第3号 津奈木町議会基本条例の制定について

○議長（川野 雄一君） 日程第19、発議第3号津奈木町議会基本条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 発議第3号津奈木町議会基本条例の制定について、提出理由を申し上げます。

近年の地方分権の進展や社会情勢の変化に伴い、議会が果たす役割はますます大きくなっています。町政の一翼を担う議会としては、その果たすべき役割を明らかにし、町民に分かりやすい議会、参加しやすい議会となることが求められています。

そうした中、津奈木町議会では、平成31年4月の町議会議員選挙において定数割れとなったことから、先ほど委員長報告にありましたとおり議会改革特別委員会を設置し、この議会基本条例の制定に関する件を含めて町議会における議会改革について様々な協議検討を行ってきました。

議会は、二元代表制で合議制・独自性という、特性を生かして町民福祉のさらなる向上を目指した町政の意志決定機関でありますので、自らの役割と責務を認識し、町民の負託に応えていくために津奈木町議会の最高規範として、この条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号津奈木町議会基本条例の制定についてを採決します。

お諮りします。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号津奈木町議会基本条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第20. 発議第4号 ロシアのウクライナ侵攻に対する決議

○議長（川野 雄一君） 日程第20、発議第4号ロシアのウクライナ侵攻に対する決議についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） 発議第4号ロシアのウクライナ侵攻に対する決議について、提出理由を申し上げます。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻は、国の主権を侵す明白な侵略行為であり、国際社会の安全、秩序を著しく損なう暴挙であることから断じて容認することはできないため、この決議を提案するものであります。

ここで、決議文を読み上げます。

「ロシアのウクライナ侵攻に対する決議」。

2月24日、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始した。

この軍事侵攻によりウクライナ各地の主要都市は、激しい砲撃や空襲によって破壊され、子供たちを含めた多くの民間人が犠牲となり、多数の避難民が発生している。

これらは、明らかな国連憲章違反であり、国際社会の平和と安全を著しく損ない、国際秩序の根底を揺るがす行為として、断じて容認できるものではない。

政府としては、在留邦人の安全確保に万全の対策を講じるとともに、国際社会と緊密に連携し、恒久平和の実現に全力を尽くすべきである。

津奈木町議会は、ロシアのウクライナ侵攻に対して強く抗議するとともに、一日も早い軍事侵攻の終結のためにも、ロシア軍の無条件による即時撤退と国際法の準拠を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月18日、津奈木町議会。

以上について、議員各位に対し、御賛同のお願いを申し上げまして、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号ロシアのウクライナ侵攻に対する決議についてを採決します。

お諮りします。発議第4号は原案のとおり決議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号ロシアのウクライナ侵攻

に対する決議については、原案のとおり決議されました。

日程第21. 議員派遣の件

○議長（川野 雄一君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のと
おり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じる場合は議長に一任願いたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

日程第22. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第23. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第24. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川野 雄一君） お諮りします。日程第22から日程第24までの各委員長から閉会中の
継続調査の申出3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第22から日程第24までを一
括議題とすることに決定しました。

お諮りします。日程第22、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第23、総務振興
常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第24、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
は、申出のとおり閉会中の継続調査とする事に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第22から日程第24までは、
各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とする事に決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1. 議案第26号 財産の処分について

○議長（川野 雄一君） 議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいまお手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1、議案第26号財産の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第26号財産の処分について、御説明申し上げます。

本町における工業の振興及び雇用の増大を図るため造成した倉谷工業団地を有限会社ヤマショウに売却するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号財産の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 議案第27号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）

○議長（川野 雄一君） 追加日程第2、議案第27号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第27号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

歳出では、公債費で令和2年度災害廃棄物処理事業において、当初、災害廃棄物等処理事業債の借入れを行っていましたが、令和3年度に入り、県支出金の球磨川流域復興基金交付金及び熊本県堆積土砂排除事業補助金の交付の見込みが立ったため、令和2年度に借り入れた地方債の一部を返還するための償還元金を増額致しております。

歳入では、繰入金で財政調整基金繰入金を増額致しております。

歳入、歳出補正総額は1,640万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,470万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入、歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これで、令和4年第1回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前11時30分閉会

○議長（川野 雄一君） ここで、町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。
町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言御挨拶

を申し上げます。

3月4日に開会されました第1回定例会も15日間にわたって慎重なる御審議を頂き、令和4年度当初予算をはじめ、条例改正など、大変重要な案件を御議決賜り、誠にありがとうございました。

会期中に頂きました新年度当初予算等に対する御指摘・御指導は、真摯に受け止め、議員の皆様にご納得頂ける事業展開を行ってまいりたいと思います。

また、一般質問で頂いた御提案につきましても慎重に検討し、今後の新たな政策に展開できればと考えておりますので、御指導のほど、よろしくお願い致します。

さて、冒頭にも申し述べましたが、ロシア軍がウクライナに侵攻してから3週間余り、同軍は今も首都キエフへ向けて攻撃を続けています。

ドイツのシュルツ首相とフランスのマクロン大統領がプーチン大統領と電話会談を行い、即時停戦を求めましたが、プーチン大統領に戦争を止める意思は見られず、残念ながら終わりの見えないロシア軍の侵略戦争と化しています。

核大国のロシアが侵略しても、欧米も本気では反撃できないと確信しての侵攻だと思います。

この戦争を終わらせるのは、唯一ロシア国民からの内乱しかないのかもしれませんが。

どうか、世界に平和な日々が一日でも早く訪れることを願いたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症についても、いまだに感染の高止まりが続いており、21日でまん延防止特別措置が終了しますが、先が見通せない状況です。

ウクライナ情勢による原油高も重くのしかかり、円相場も値下がりを見せ、株価の下落も進んでいます。

岸田総理の分配を重視する新しい資本主義も現時点で苦戦しており、国際情勢が安定しなければ回復は難しいと思われれます。

コロナ禍ではありますが、欧米にならい日本でも経済活動の再開が本格的に始まるようです。感染者が減らない中での新たな経済活動の形を国には国民に分かりやすく説明して、実行に移していただきたいと思います。

一昨日は、宮城県と福島県で震度6強の地震が発生し犠牲者が出るなど日本全体で暗いニュースが続いている中ですが、季節が移りゆき春の香りがただよう美しい時節柄となりました。

新たな令和4年度が平和で明るい希望の年となりますよう切に祈念したいと思います。

議員の皆様方におかれましては御健康に留意され、引き続き町政発展のため御尽力頂き、御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げます、御礼の言葉に代えさせていただきます。

長期間大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

令和4年第1回定例会におきまして、令和4年度当初予算をはじめ、多くの議案が上程され、議員各位の慎重なる審議の結果、全案件、原案のとおり議決をみましたことは、議員各位の御精励による賜物と感謝申し上げます。

可決された当初予算においては、基幹産業である農業政策や交流人口の増加並びに移住定住の促進に即した観光振興政策等、多くの重要施策が掲げられています。

町長が掲げる公約である、これら一つ一つの政策実現の積み重ねが住民生活の安心と福祉の向上につながるものになると確信しております。

新型コロナ感染症は、県内での感染拡大を受け1月13日に適用されたまん延防止等重点措置が来週には解除される見込みではありますが、人流の抑制や度重なる措置の延長等によって、住民や町内飲食業等の事業者は大きな影響を受けています。また、各種イベントが延期や中止となっていることから、子供たちや高齢者等、住民同士の触れあいの機会が減少しています。将来を見据え、ウイズコロナに対応するための対策を講じられますとともに3回目のワクチン接種や新薬の開発等によって早期の収束を願うものであります。

町執行部におかれましては、通常業務に併行して感染症対策や災害復旧関連事業など御苦勞も多いところではありますが、住民の要望に応えるべく業務に励んでいただきたいと考えます。

議会としましても町政の意思決定機関として自らの役割と責務を認識し、町民の負託に応じていく必要があるということで、町議会の最高規範として基本条例を制定致しました。今後とも行政と一体となって住民全体の福祉の向上に向け、たゆまぬ努力を行っていく所存であります。

これから春を迎えるに当たり明るい気持ちとなり、穏やかな日々が増えてまいります。

議員各位、また執行部各位におかれましては、健康に十分留意され、町政の推進に御協力を賜りますよう御願ひ申し上げ、閉会の御挨拶と致します。

どうも皆さん、御苦勞さまでございました。

午前11時38分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 川野 雄一

署名議員 久村 昌司

署名議員 柳迫 好則